

原 発 相 談 マ ニ ュ ア ル

平成27年3月11日版

第一東京弁護士会

目 次

第1 避難指示に基づく避難に関する個別の損害.....	4
1 避難費用等	4
1-1 親族への謝礼等の支払い	4
1-2 東電への直接請求の対応	5
1-3 紛争解決センターの対応（生活費の増加費用）	6
1-3-1 新たに生活用品を購入した場合の請求について	6
1-3-2 領収書が無い場合の物品の購入に関する請求について	6
1-3-3 携帯電話の通話代金の増加費用	7
1-3-4 食品等購入による増加費用	8
1-3-5 水道代金の増加費用	9
1-3-6 ペットに餌を与えるための交通費の増加費用	9
1-3-7 通院するための交通費の増加費用	10
1-3-8 分離家族に会いに行くための交通費	11
1-3-9 転校等に伴う、教育費用の増加費用	11
1-3-10 避難先の賃料請求	11
1-3-11 二重生活に伴う避難費用等	12
2 精神的損害	14
2-1 精神的損害に対する賠償の概要	14
2-2 精神的損害・避難費用等を請求できる期間等	15
2-3 避難生活一般に伴う精神的損害（第2期について）	17
2-4 避難生活一般に伴う精神的損害（第3期について）	17
2-5 旧緊急時避難準備区域への早期帰還者及び滞在者の精神的損害	20
2-6 旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域に滞在した等の場合の精神的損害	21
2-7 精神的損害の増額事由	21
2-8 精神的損害の増額事由の報告例	23
2-9 生命・身体的損害による精神的損害（入通院慰謝料等）	25
2-10 ペットの死亡に対する精神的損害	28

2-1-1	中絶による精神的損害	29
2-1-2	家族を捜索できなかったことについての慰謝料.....	29
2-1-3	放射線被曝への不安に対する慰謝料	30
3	事故前の住居に放置された財物等について	33
3-1	財物価値の喪失又は減少	33
3-2	庭木や山野草等の損害	37
3-3	墓地移転に伴う損害.....	38
4	不動産損害について	39
4-1	宅地の価値について（紛争解決センター）	39
4-2	借地権の賠償について	49
4-3	その他の土地の賠償について.....	50
4-4	建物の賠償について.....	51
4-5	東京電力の基準について	52
4-6	賃借物件の場合の賠償について	57
4-7	地震による損壊を伴う家屋の扱い	58
4-8	住宅の修復費用等（東電に対する直接請求）	59
4-9	事故前に家屋のリフォーム等を行った場合のリフォーム代金額の請求.....	61
4-10	不動産の除染費用.....	62
5	就労不能等による損害.....	64
5-1	避難先での就労と就労損害の関係について	64
5-2	収入額の認定方法.....	66
5-3	就労不能原因	67
第2	自主的な避難による個別の損害.....	70
1	自主的避難等対象区域.....	70
2	自主的避難等対象者の範囲	70
3	自主的避難等対象者の損害の範囲と金額	71
4	避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域へ避難をした場合の精神的損害 ..	71
5	実費、生活費.....	72
5-1	自主的避難の実費の賠償	72
6	自主的避難者の紛争解決センターにおける取扱い	73
7	区域外から自主的避難について	76
8	東電の基準	77
第3	その他（弁護士費用、仮払金の控除、先行和解等）	79
1	弁護士費用	79

2	仮払金の控除.....	79
3	仮払い和解、先行和解.....	80
4	紛争解決センターの手続き状況について教えてください。	80
5	和解後の残部請求.....	81
6	紛争解決センターに申し立てた損害の請求期間を拡張する申立をすることができますか。	81
7	加害者による審理の不当遅延と遅延損害金の取扱いについて	82
8	紛争解決センターに要する時間	82
9	紛争解決センターにおける直接請求による回答の取扱い.....	83
10	原子力損害賠償債権の消滅時効について	84
11	賠償金にかかる税金について	84

第1 避難指示に基づく避難に関する個別の損害

1 避難費用等

1-1 親族への謝礼等の支払い

避難の際、親族にお世話になったため、謝礼を支払いました。例えば、避難先に家財を運搬してくれた親族に支払った謝礼や、親族宅に宿泊して支払った宿泊費は請求できますか。

A (1) 紛争解決センターでの取扱い

謝礼を、何らかの実費として構成することで、請求できる可能性があります（平成23年12月27日付和解案提示理由書2 第6「1 (3) 避難に伴う謝礼」参照）。上記理由書においては、転居に協力した親族等への謝礼は実質的には引越費用にあたることを理由に支払いを認めています（転居に際し車両を提供した者への贈答品代総額7240円）。

親族知人宅宿泊謝礼については、領収書が存在する場合には1人1日6000円を上限、陳述のみの場合には1日1人3000円を上限として認め、謝礼品購入費用も金額・日数につき同じ基準の範囲内で認めると判断された南相馬市原町区の集団申立事案があります（平成24年4月16日付和解案提示理由書15 3避難宿泊費関係 1）、2）参照）。

その後、小高区の集団申立事案においては、親族・知人宅への宿泊費用について以下の基準で判断されました。

- ・平成23年3月11日から平成23年9月30日まで領収証が存在する場合は1人1日6000円を上限、陳述のみの場合には1人1日3000円を上限として認める。平成23年10月1日以降は、領収証がある場合は1人1日3000円を上限、陳述のみの場合には1人1日1500円を上限とする。
- ・宿泊謝礼品の購入についても、宿泊費用の算定額の範囲内で賠償額を算定する。

また、宿泊謝礼の賠償期間について、避難指示解除準備区域で1人暮らしをしていた申立人が避難により体調を悪化させ仮設住宅等での1人暮らしが困難となり、栃木県の親族の家に居住して月額約6万円の宿泊謝礼を支払っていた事案で、体調が回復した平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼を賠償する和解が成立しています（和解事例958）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成23年12月27日付和解案提示理由書2

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/201

[2/12/20/1329134_004.pdf](#)

- ・平成24年4月16日付和解案提示理由書15

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/05/20/1329134_017_1.pdf

- ・和解事例958

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/12/10/1331335_958.pdf

(2) 東電への直接請求の取扱い

東電は、平成24年3月5日のプレスリリースにおいて、平成23年3月11日から同年11月30日の間に、避難等対象区域からの避難に伴い、親戚や知り合い宅に宿泊した場合に、以下の基準で、実際に負担した宿泊費等の費用を追加で賠償することを明らかにしました。

- ・1世帯あたり1泊につき2000円（目安）
- ・1世帯あたり1ヶ月につき6万円まで

1-2 東電への直接請求の対応

東電では、避難費用について、どのように扱っていますか。また精神的損害と生活費の増加費用の関係について、どのように考えられていますか。

A 避難費用のうち、避難に伴う生活費の増加費用は、原則として精神的損害の額に含めた一定額として支払うとされています。

避難費用について、平成24年9月25日プレスリリース（個人さまに対する第5回目のご請求書類の発送について別紙参照）において、避難・帰宅等にかかる費用、家賃にかかる費用相当額の包括請求方式による賠償の基準が示されています。

避難・帰宅等にかかる費用相当額の賠償金額設定の考え方についても記載されており、避難先情報・請求実績等を踏まえて、主な請求項目ごとに一般的に想定される金額を積算して、一人あたりの賠償金額が設定されています。また、その後の精算について、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担した実費の総額が支払った賠償金額を上回った場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加で支払うとされています。

避難・帰宅等にかかる費用のうち、交通費の賠償の考え方も記載されているので詳細は下記URLを参照してください。

参考：東京電力HP

- ・平成24年9月25日プレスリリース（個人さまに対する第5回目のご請求書類の発送について）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

1-3 紛争解決センターの対応（生活費の増加費用）

1-3-1 新たに生活用品を購入した場合の請求について

事故後購入した物品について、東電にどのようなものが請求できるのでしょうか。

A

紛争解決センターでは比較的柔軟に対応をする報告が目立ち、領収書が残っているものについては、肯定的な対応を行う傾向にあります。

また、従前の生活状況も考慮しながら、標準的な価格帯から著しく剥離していないものであれば、標準的な仕様、標準的な価格帯以上の物品を購入した場合も和解は成立しているようです（平成23年12月27日付和解案提示理由書2 第6「1（1）家財等生活用品購入費」参照）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成23年12月27日付和解案提示理由書2

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

1-3-2 領収書が無い場合の物品の購入に関する請求について

家具等を購入しましたが領収書がない場合には請求できないのでしょうか。

A 紛争解決センターにおいて、全てについて領収書が無い場合でも、避難により典型的に購入するであろう物品の購入については、比較的柔軟に対応され、和解契約が締結された事案も報告されています。

ただし、購入した物品について、家計簿や本人が記した詳細なメモやノート（購入した店名、主な購入品、購入合計額等の記載）、物品を写した写真、同種の商品の価格等一定の証拠の提出が必要となることが考えられます。

南相馬市原町区の集団申立和解案では、平成23年9月30日までに避難を開始した場合には、領収書等で実額を立証できない場合でも、家財道具の新たな購入については一家族あたりの標準賠償額を30万円、衣類及び日常用品の新たな購入に

については、標準賠償額を一家族あたり2万円と認める判断が示されました（平成24年4月16日付和解案提示理由書15 4生活費増加分6）、7）参照）。

南相馬市小高区の集団申立事案では、事故後に支出した家財購入費・被服費・日用品費用について、個別の家財購入費等の疎明のいかんにかかわらず、以下の通り、家族の人数に応じた最低賠償額を定める基準を提示しました。

- ・1人60万円、2人90万円、3人100万円
- ・4人以上は、10万円に3人を超える人数の数を乗じて得た額を100万円に加えた額。
- ・避難の過程で世帯の分離が生じた場合は、新たに分離した世帯ごとに10万円を加算。

小高区の解決基準はその他の賠償項目についても、陳述書により損害を認めたり、賠償額を定額化するなどして、領収書がない場合でも柔軟に対応できる基準が示されており、参考になります。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

- ・平成24年4月16日付和解案提示理由書15

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2012/04/120416wakai.pdf>

- ・「小高基準」報告書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/12/7d6045705979f581723c2767bcb5403e.pdf>

1-3-3 携帯電話の通話代金の増加費用

事故後携帯電話の通話料金が増加したので、増加した携帯電話の通話料金を請求できるでしょうか。

A 資料等により増額していることが明らかにされる場合には、損害賠償請求が認められる場合もあるようです。

南相馬市小高区の集団申立事案においては、固定電話と携帯電話の各事故前3ヶ月分の平均値と事故後の実額との差額を計算する方法により、通信費の増額分を賠償する解決基準が示されています。

また、疎明資料がない場合も、一定額としたり（事故前の固定電話代は月2000円で計算）、一定額までは陳述により認定する基準となっています。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

・「小高基準」報告書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/12/7d6045705979f581723c2767bcb5403e.pdf>

1-3-4 食品等購入による増加費用

事故前は自家菜園やお裾分けで生活をしていたため、野菜や米を購入することはほとんどありませんでした。事故後は全て購入するようになり生活費が大幅に増加した場合、生活費の増加分の請求は認められるでしょうか。

A

南相馬市小高区の集団申立事案においては、生産農家で、事故前は米・野菜を自家製品の消費・交換等によって調達し、小売店等で購入していなかった場合に、以下の通り賠償を認める解決基準が示されています。

もともと、米・野菜を第三者（近隣在住の親族も含む）から譲り受けていた者については、この基準による賠償を認めないこととされています。

世帯構成	米・野菜	米のみ	野菜のみ
同居家族 (4人以下)	年12万円	年4万円	年8万円
同居家族 (5人以上)	年18万円	年6万円	年12万円

また、自家消費野菜を栽培していた場合に、野菜増加分として1ヵ月5000円×12ヵ月分について和解が成立した事案（原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ事例（19）参照）、レシートを提出した場合に米・味噌・魚・野菜等を中心に請求金額の9割が認められ和解が成立した事案（同（20）参照）等が存在します。

なお、自給できていた食品等の購入による生活費の増加分につき確認はできていますが、自給をしていない場合に福島と避難先の食品の差額を理由とした生活費の増加分が認められたという事案は明確には確認できていないので、相談の際には注意をして下さい。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

・「小高基準」報告書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/12/7d6045705979f581723c2767bcb5403e.pdf>

・ 原発被災者弁護団・和解事例集 I

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/03/947316504880e6912945d96b7bb739d.pdf>

1-3-5 水道代金の増加費用

事故前は井戸水を利用していたため水道代金がかかりませんでした。事故後は水道代金がかかるようになったので、水道代金を請求できるでしょうか。

A 集団申立てに関する和解案（南相馬市原町区）ですが、井戸水又は水道水の利用に代えてミネラルウォーターを購入した場合には、その購入に係る費用として、同居家族（4人以下）月額5000円、（5人以上）月額8000円との判断を紛争解決センターが示したとの報告例があります（平成24年4月16日付和解案提示理由書15-4生活費増加分2）参照）。

また、紛争解決センターは、平成25年5月24日飯館村長泥行政区集団申立において、また平成25年6月28日南相馬市小高区集団申立において、それぞれ住民が井戸水で生活していた場合に、水道代増加分として1人あたり月額1500円を賠償する等の解決基準を提示しています。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

・ 和解方針についてのご報告（飯館村長泥行政区集団申立事件）

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/06/20130602.pdf>

・ 「小高基準」報告書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/12/7d6045705979f581723c2767bcb5403e.pdf>

1-3-6 ペットに餌を与えるための交通費の増加費用

避難先には家畜やペットを連れて行くことができません。家畜やペットに餌を与えるために頻繁に自宅等に戻っているのですが、交通費は請求できるでしょうか。

A 紛争解決センターにおいて、交通実費分の請求を行う場合には、東電が請求について否認しなかった報告例があります。

ただし、東電が示す交通費である県内移動5000円の請求は認められず、あく

まで実費分の請求に限られると考えられます。

紛争解決センターにおいて、ペットの世話のための交通費について、月額2万5000円とし請求対象期間である18ヵ月分について認める和解が成立しています（原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ 事例（2）参照）

なお、一時帰宅の交通費に関して、南相馬市原町区集団申立の和解案においては、月2回以上の場合は、1回目は東京電力の基準により、2回目以降については、福島県内の車移動につき片道1回3000円、福島県外の車移動につき片道1回5000円とする判断が示された報告例があります。この報告例では、一時立入りの回数、目的は制限をしないとも判断されています（平成24年4月16日付和解案提示理由書15 2避難交通費関係 参照）。

また、南相馬市小高区集団申立の解決基準においても、立入目的の特定は要求されていません。小高基準では、一時立入制限解除後の平成24年4月16日以降は移動手段・立入回数によって基準を設定しています。詳細は下記 URL を参照してください。

家畜やペットに餌を与えるために頻繁に自宅等に戻ることも物等の管理のための一時帰宅の一類型と考えることもできるので、上記基準で請求できる可能性も考えられます。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

・「小高基準」報告書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/12/7d6045705979f581723c2767bcb5403e.pdf>

1－3－7 通院するための交通費の増加費用

以前から持病があり、かかりつけの病院に通っていました。避難をしたことにより病院までの距離が遠くなり、交通費が多くかかるようになったのですが、交通費は請求できるでしょうか。

A

他の病院で治療することが可能な疾病や症状であるか等、当該病院への通院を継続する必要性等が問題になる可能性はありますが、請求可能な場合もあります。

南相馬市原町区の集団申立和解案においては、周囲の病院が閉鎖してしまったため、最寄りの病院へ通う結果交通費が増加した場合については、領収書等により実額が証明できる場合にはその額、できない場合でも標準賠償額を一家族あたり月額1万円とする判断が示されています。（平成24年4月16日付和解案提示理由書1

5 4生活費増加分4) 参照)。

また、南相馬市小高区の集団申立事案では、交通費の増加を余儀なくされた場合（これは陳述により認定する）は、最低賠償額を1家族あたり月額1万円とする解決基準が提示されました。これを超える交通費増加費用は、移動の目的、年月日、目的地、交通手段及び費用を一覧にし、領収証等の疎明が必要とされています。

1-3-8 分離家族に会いに行くための交通費

避難により、現在、家族は離れて暮らしています。週末家族に会いに行くための交通費は請求できるでしょうか。

A 紛争解決センターでは、家族を訪問するために交通費の出費を余儀なくされた場合には、領収書等により実額を証明できる場合には実費全額を賠償し、できない場合でも標準賠償額を1家族あたり月額1万円とする判断が示された事案があります（南相馬市原町区集団申立、平成24年4月16日付和解案提示理由書15 4生活費増加分4) 参照)。

南相馬市小高区の集団申立事案の解決基準においては、通院費の増加費用（1-3-7）と同様の基準で賠償を認める内容となっています。

1-3-9 転校等に伴う、教育費用の増加費用

今回の事故により、以前通っていた学校は閉鎖され、子供が学校を転校する必要があります。子供が通う学校の制服を新たに購入し、学納金を新たに納金し、多額の教育費用がかかりました。この費用を請求することはできるでしょうか。

A 紛争解決センターでは、避難による転校に伴い、学納金、制服類、高額の学用品の追加的支出があった場合には、領収書等により追加的支出が証明できる場合には全額を賠償すると判断された報告例があります。また、集団申立てに関する和解案（南相馬市原町区）ですが、追加的支出額の立証ができない場合でも本人の陳述等により、子供一人あたり、高校転校の場合には10万円、小・中学校転校の場合5万円の賠償を行うとの判断が報告されています（平成24年4月16日付和解案提示理由書15 4生活費増加分5) 参照)。

1-3-10 避難先の賃料請求

今回の事故後、避難のために仮設住宅に住んでいました。今後、マンションを借り

て住もうと考えていますが、賃料を東電に対して請求することはできるのでしょうか。

A 紛争解決センターにおいては、居住場所の選定の必要性、賃借人の人数、それに対応した広さの部屋等を踏まえ、家賃相場の限度で東電に対する請求が認められると考えられます。例えば、単身者が都内で避難する場合の賃料を請求した場合に、都内における単身者向け賃貸物件の相場等を考慮して月額8万円の限度で和解案が提示されたとの報告が存在します。

ただし、当該地域や当該家屋に住まなければならない必要性があれば、実費全額の請求も可能とは考えられますので、どのような事情で、当該地域や家屋に住む必要があるのかという居住場所の選定の必要性について事情を確認し、資料の準備を行ってください。例えば、高齢者や障害者等の場合には、バリアフリーの整った地域・住宅等に住む必要性が高いと考えられるので、一般的な家賃相場より多少高額であっても、当該賃借住宅の賃料相当額について請求が認められる可能性が高いと考えられます。

家賃相場についてはHOME's等を利用して調査することが可能です。

なお、南相馬市小高区の集団申立事案では、実費を基準として、賃料、礼金、仲介手数料及び火災保険等の保険料は全額、また敷金の2割を賠償額とする等の解決基準が示されています。

1-3-11 二重生活に伴う避難費用等

今回の事故後、家族と離れて生活することになり、二重生活となりました。そのため、生活費や家族に会いに行くための交通費等が増加しました。紛争解決センターでは、二重生活により増加した生活費等を請求することはできるのでしょうか。

A 遠方の家族に会いに行くための交通費について認められたとの和解が、複数成立しているとの報告があります。ただし、頻繁に親族に会いに行っているような場合には、頻繁に会いに行く必要があることが必要とされることが考えられます。また、認められても、東電の交通費の基準ではなく、実費による金額の限度で認められる可能性が高いので、相談の際には注意をして下さい。同居親族ではなく、近隣に住んでいた親族であっても、事故前に頻繁に行き来していた事情が存在し、事故後も行き来する必要がある場合には、交通費が認められたとの和解も成立しているようです。

また、二重生活に伴う生活費増加分の賠償が認められ和解が成立した事例（和解事例224）や二重生活に伴う水道光熱費の増加分のうち一定金額については避難に伴う慰謝料を増額するという方法により賠償が認められる和解案が提案さ

れたとの報告があります。

なお、総括基準により、精神的損害の増額事由とされている家族の別離に伴う精神的苦痛としての慰謝料とは区別が必要と考えられます（詳しくはQ 2－7をご参照ください）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・ 和解事例 2 2 4

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/04/10/1329343_124.pdf

2 精神的損害

2-1 精神的損害に対する賠償の概要

精神的損害の賠償はどのような基準で算定されていますか。

A 目安となる金額及び期間

(1) 帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域

金額 1人月額10万円

期間 避難指示が解除されてから1年を経過するまで（中間指針4次追補）

追加賠償 帰還困難区域及び大熊町・双葉町全域は700万円追加

- ・避難所生活の期間は月額12万円となる。
- ・一括請求が可能である（東電平成24年7月24日プレスリリース）

(2) 旧緊急時避難準備区域

金額 1人月額10万円

期間 平成24年8月まで（中間指針2次追補）

その後の賠償1（東電平成24年7月24日プレスリリース）

- ・中学生以下の者の精神的損害 月5万円（1人35万円の一括払）

平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

- ・通院交通費等の生活費の増加分 1人20万円

平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

その後の賠償2（東電平成25年2月4日プレスリリース）

- ・平成24年9月1日時点において高等学校に在学し、かつ、年齢が15歳から18歳までの者（平成6年4月2日から平成9年4月1日生まれ）

避難等に関連した学校生活等における精神的損害 月5万円

平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

- ・早期帰還者・滞在者についても同様の賠償を認める。
- ・紛争解決センターにおいては個別事情に基づいて平成24年9月以降の賠償を認める事例が複数ある。

(3) 特定避難勧奨地点

金額 1人月額10万円

期間 地点の設定解除から3ヶ月（中間指針2次追補）

(4) 旧屋内退避区域・南相馬の一部地域

金額 1人月額10万円

期間 平成23年9月30日まで（東電平成24年8月13日プレスリリース）

2-2 精神的損害・避難費用等を請求できる期間等

精神的損害・避難費用等を請求できる期間について説明してください。

- A (1) 中間指針4次追補によって、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の賠償の終了時期は避難指示解除から1年を経過するまでという目安が示されたといえます。

現時点においては、期の区別自体に重要性はありませんが、指針で用いられている用語でもあり、参考までに説明すると以下の通りです。原則として第3期の終期が到来するまでは、精神的損害・避難費用等について請求することが可能とされています。（なお、この請求期間は、東電が3ヵ月ごとに区切っている請求対象期間とは異なります。）

第1期 期間 本件事故発生（平成23年3月11日）から6ヶ月後

第2期 始期 第1期終了後から

終期 避難指示区域内については避難指示区域の見直し時点

旧緊急時避難準備区域については、第1期終了後から6ヵ月後

(2) 第3期について

中間指針第2次追補では、第3期の始期・終期について定め、以下のとおり①帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域②旧緊急時避難準備区域、③特定避難勧奨地点で異なる取り扱いをしています。

なお、旧警戒区域・旧計画的避難区域から帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域への見直し時期は市町村により異なりますが、平成25年8月8日に全ての避難指示区域見直しが完了しました。

(3) 帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域（旧警戒区域、旧計画的避難区域）の第3期についての取扱い

中間指針第2次追補において、避難指示区域の見直し時点を第3期の開始とし、終期については避難指示等の解除から相当期間経過までと変更しました。

平成25年12月26日に出された中間指針第4次追補において、この「相当期間」が1年間を当面の目安とすることが示されました。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除

く。)

(4) 旧緊急時避難準備区域の第3期についての取扱い

中間指針第2次追補において、平成24年3月11日を第3期の開始とし、終期は平成24年8月を目安とするとされています（ただし檜葉町については避難指示区域について解除後相当期間が経過した時点まで）。

その後について、東電は平成24年7月24日プレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）で次のとおり精神的損害と生活費増加分の賠償を行うとしています。

- ・中学生以下の子供の精神的損害 月5万円（1人35万円の一括払）

平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

- ・通院交通費等の生活費の増加分 1人20万円

平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

また、紛争解決センターにおいては、個別の事情を考慮した上で平成24年9月以降の賠償を認めている事例も複数あります。この点は2-4を参照してください。

(5) 特定避難勧奨地点の第3期についての取扱い

中間指針第2次追補においては、平成24年3月11日を第3期の開始とし、終期は避難指示解除後3ヶ月を目安とするとされています。

また、特定避難勧奨地点における包括請求方式については、平成24年7月24日プレスリリースに取扱いが記載されています。

参考：経済産業省HP

- ・避難指示等について

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

- ・避難指示区域の概念図

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/141001/20141001kawauchi_gainenzu.pdf（H26.10.1時点）

：東電HP

- ・平成24年7月24日プレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811_1834.html

：文部科学省HP

- ・東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/（中間指針第4次追補等指針一覧）

2-3 避難生活一般に伴う精神的損害（第2期について）

第2期に避難指示等により避難をした場合の一般的な精神的損害として、紛争解決センターや東電においてはいくらを相当として扱っているのでしょうか。

A（1）紛争解決センターにおける取扱

中間指針においては第2期の「避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料」は（第1期が月10万円だったのに対し）月5万円とされていましたが、紛争解決センター総括委員会は総括基準（基準1）を策定し、避難生活の不便さは第2期には減少しても、今後の生活の見通しが立たない不安が増大していることから、この不安に対する慰謝料額も同額の1人月額5万円を目安としました。

また、避難所等での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる（日常生活阻害慰謝料）第2期の慰謝料は、中間指針が目安とする1人月額5万円から2万円を増額した7万円を賠償すべき損害としました。

その結果、第2期の精神的損害も第1期と同様に、避難所等の避難生活者には月額12万円を、避難所等以外の仮設住宅等の避難生活者には月額10万円を目安として運用するものとしています。

（2）東電の取扱

東電も、平成23年11月24日のプレスリリースにおいて、第2期の精神的損害を1人月額10万円又は12万円に見直しています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年4月19日の総括基準（基準1）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2012/02/16/1316595_2_1.pdf

2-4 避難生活一般に伴う精神的損害（第3期について）

第3期に避難指示等により避難をした場合の一般的な精神的損害として、紛争解決センターや東電においてはいくらを相当として扱っているのでしょうか。

A（1）紛争解決センターにおける取扱

ア 避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域について

第3期の精神的損害は、中間指針第2次追補において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については1人月額10万円とし、帰還困難区域においては1人6

00万円とされています。

平成25年12月26日、中間指針第4次追補において、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害に対する賠償として、上記に以下の内容で追加賠償がなされることが明らかにされました。

「避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。

具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。」

イ 旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点について

中間指針第2次追補において、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の第3期の精神的損害についてはいずれも1人月額10万円を目安とするとされています。

紛争解決センターでは、旧緊急時避難準備区域について、避難継続の必要性等個別事情を考慮して、第3期終了の目安とされた平成24年8月末より後（平成24年9月以降）の賠償について認められた例が複数あります。（和解事例532・574・647・747～749・892－1・889・907・908・922・945等）

なお、和解事例908は、個別事情を考慮して、避難継続の必要性を認めた上で、精神的損害の増額もしている（平成24年12月1日から平成26年2月28日までの15ヵ月分について申立人各人につき240万円）事案です。

(2) 東電の取扱

ア 避難指示区域内について

平成24年7月24日付プレスリリース（避難指示区域内）によると、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示準備区域に応じて、次のとおり精神的損害が算定され、一括払いできるとされています。なお、避難指示解除までに要する期間が長引き対象期間を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額が支払われるとされています。

・帰還困難区域：600万円

(対象期間平成24年6月1日から平成29年5月31日)

- ・居住制限区域：240万円

(対象期間平成24年6月1日から平成26年5月31日)

- ・避難指示解除準備区域：120万円

(対象期間平成24年6月1日から平成25年5月31日)

平成25年12月26日の中間指針第4次追補の発表を受け、東京電力は平成26年3月26日のプレスリリースにおいて、帰還困難区域および大熊町・双葉町全域の者に対して、移住を余儀なくされたことによる将来分も含む精神的損害につき700万円を支払うことを明らかにしています。

また、上記中間指針第4次追補を踏まえ、居住制限区域・避難指示解除準備区域における避難生活等による精神的損害、その他実費等（避難・帰宅等に係る費用相当額および家賃に係る費用相当額）について、避難指示解除後1年間を賠償する旨を明らかにしています。具体的内容等、詳細は平成26年3月26日のプレスリリースを参照してください。

イ 旧緊急時避難準備区域等について

(ア) 平成24年7月24日のプレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）では、

- ・平成24年6月1日から平成24年8月末日まで1人月額10万円（30万円の一括払）
- ・中学生以下の子供（平成9年4月2日以降生まれ）についてのみ平成24年9月1日から平成25年3月31日まで1人月額5万円（35万円の一括払）
- ・平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の生活費の増加費用の賠償として、一括して1人20万円

を賠償することが示されています。

(イ) さらに、平成25年2月4日のプレスリリースでは、

- ・平成24年9月1日時点において高等学校に在学し、かつ、年齢が15歳から18歳までの者（平成6年4月2日から平成9年4月1日生まれ）については、避難等に関連した学校生活等における精神的損害として、平成24年9月1日から平成25年3月31日まで1人月額5万円

を賠償することが示されています。

参考：経済産業省

- ・原子力損害賠償紛争審査会 中間指針第4次追補

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/

：東京電力HP

- ・プレスリリース一覧

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/index-j.html>

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/indexold-j.html> (過去のプレスリリース)

2-5 旧緊急時避難準備区域への早期帰還者及び滞在者の精神的損害

緊急時避難準備区域等に指定後避難せずに滞在した場合や同区域解除（平成23年9月30日）後に帰還した場合の慰謝料は、いくら請求できますか。

A (1) 紛争解決センターでの取扱

中間指針第2次追補においては、第1期又は第2期に帰還した場合や事故発生当初から避難せず滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとされていたものの、具体的な金額の明示や基準までは設けられていませんでした。

平成24年8月1日、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会は、旧緊急時避難準備区域の滞在者に関する慰謝料について総括基準(基準11)を決定し、内容は次のとおり①又は②の選択的な賠償方法となっています。なお、終期については、Q2-2を参照してください。

①平成23年3月11日から平成23年9月30日まで 月額10万円（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）

平成23年10月1日以降 月額8万円

ただし、低額とはいえない生活費の増加費用については、当該慰謝料には含まれず、別途賠償を受けることができるものとして扱う。

②平成23年3月11日以降 月額10万円（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）

①の基準と比較して看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものとして扱う。

(2) 東電への直接請求の取扱い

東電は当初、旧緊急時避難準備区域における早期帰還者・滞在者に対する賠償を避難者と同様には認めない扱いをしていましたが、扱いを見直しています。

平成24年8月13日のプレスリリースで、早期帰還者・滞在者に対しても、平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、精神的損害に係る賠償金として、一人月額10万円を支払う旨述べています。東電の直接請求においてもその後平成24年8月31日までの賠償は認められているようです。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

- ・平成24年4月16日付和解案提示理由書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2012/04/120416wakai.pdf>

：東京電力HP プレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205736_1834.html (平成24年6月21日)

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1211793_1834.html (平成24年8月13日)

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成24年8月1日の総括基準(基準11)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_ics/Files/afieldfile/2012/08/02/1316595_17.pdf

2-6 旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域に滞在した等の場合の精神的損害

旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域に指定されましたが、避難せず、滞在した等の場合、慰謝料はいくら請求できますか。

A 平成24年7月24日プレスリリース(旧緊急時避難準備区域等)によれば、早期帰還者及び滞在者について、避難を行ったものと同様に扱い、平成23年3月11日から平成23年9月30日まで、精神的損害として一人月額10万円を支払うものとされています。

なお、旧屋内退避区域とは、平成23年3月25日に屋内退避区域として指定され、平成23年4月22日に計画的避難区域及び緊急時避難準備区域いずれにも指定されず、解除された地域です(中間指針 第3 政府による避難指示等に係る損害について[対象区域]「(2) 屋内退避区域」参照)。

また、南相馬市の一部地域とは、南相馬市のうち避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点いずれにも指定されなかった地域です(中間指針 第3 政府による避難指示等に係る損害について[対象区域]「(6) 地方公共団体住民に一時避難を要請した区域」参照)。

参考：東京電力HP

- ・平成24年7月24日プレスリリース(旧緊急時避難準備区域等)

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811_1834.html

2-7 精神的損害の増額事由

紛争解決センターは、精神的損害に係る賠償の増額事由について、どのように処理をしていますか。

A (1) 増額事由について

平成24年2月14日の総括基準（基準2）は、増額事由として、以下を指摘しています。

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること
- ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・ 懐妊中であること
- ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
- ・ 避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

(2) 具体的対応

日常生活障害慰謝料の増額の方法としては、上記の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられ、具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられるとしています。

そして、日常生活障害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、別途賠償の対象とすることができるとしています。

(3) なお、東電も平成26年1月17日、5月29日のプレスリリースにおいて、要介護者等に対する増額の対応を明らかにしています。

要介護度・障害の程度により、要介護状態等にある人に対しては月額1～2万円、その中でも恒常的に介護が必要とされる人の介護者に対しては月額1万円の追加の支払いをすることとしています。

その他請求期間など詳細は下記URLを参照してください。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・ 平成24年4月19日の総括基準（基準2）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuhoh/micro_detail/csFiles/afeldfile/2012/02/16/1316595_3_1.pdf

：東京電力HP プレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1233671_5851.html （平成26年1月17日）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1236801_5851.html （平成26年5月29日）

2-8 精神的損害の増額事由の報告例

紛争解決センターでは、実際には、どのような場合に精神的損害の増額が認められますか。

A 紛争解決センターにおいては、①中間指針で定められた日常生活阻害慰謝料（月額10万円または12万円）を増額し、1ヵ月あたりの日常生活阻害慰謝料を算定するもの、または、②請求期間に対する慰謝料として一定の金額を定め追加支払いすることで増額慰謝料を算定するもの、③①及び②を併用する方法等で算定することで、解決が図られています。

増額事由に基づき実際に増額された一例として以下のものが参考になります。複数の増額事由に該当している場合が多いので、分類は目安としてお考えください。

(1) 「要介護状態にあること」の増額事例（介護者も含む）

- ・警戒区域から、身体障害者と要介護者の介護をしながら避難した家族3名について、その過酷な避難態様及び避難生活を考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料の大幅な増額（一部の申立人については、平成23年3月及び4月は月額35万円を上回る金額を算定）が認められています（和解事例310）。
- ・警戒区域（双葉町）の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者（認知症のため歩行・会話困難）について、避難先で床ずれを重症化させたことなどの避難生活の過酷さを考慮して、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの期間の日常生活阻害慰謝料が月額20万円に増額が認められています（和解事例408）。
- ・旧警戒区域（富岡町）から避難した家族4名の平成23年3月11日から平成24年7月31日の期間の避難慰謝料について、高齢者につき要支援1から要介護4への状態の悪化、避難中の負傷や肺炎等のり患、病院や施設の多数回の移動等を考慮して月10割、他的高齢者につき要支援2から要介護1への状態の悪化等を考慮して月6割、両名を介護した息子夫婦につきそれぞれ月8割の増額が認められています（和解事例492）。

(2) 「身体または精神の障害があること」又は「重度または中程度の持病があること」の増額事例（介助者も含む）

- ・障がいがあり、また不動産等の財産を所有しておらず賠償によりまとまった金額を得る可能性がない事案について、他の事案と比較し、本件では生活再建が著しく困難という特殊性に着目し、平成23年3月から平成24年7月までの17か月間の避難慰謝料を月額18万円×17か月及び一時金119万円とする和解

(合計425万円)が成立しました(原発被災者弁護団(東京)HP 平成24年11月27日付「避難慰謝料増額和解例のご報告」参照)。

- ・南相馬市原町区から中部地方に9ヵ月にわたり避難をした視覚障害者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月11日から平成24年8月31日までの18ヵ月分について、避難にかかる精神的損害として180万円、「滞在者に関する精神的損害」として270万円とする和解が成立しています(和解事例232)。
- ・旧警戒区域(浪江町)から避難した夫婦の、平成23年3月11日から平成25年3月31日の期間の日常生活阻害慰謝料について、視力障害(身体障害1級)を有する夫につき月8割、持病を抱えながら夫の介護を行った妻につき月6割の増額分、合計342万円が認められた和解が成立しています(和解事例494)。
- ・避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)で兼業農家を営んでいた申立人らについて、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に平成23年3月11日から平成25年11月30日までの避難慰謝料が月3割から6割増額されています(和解事例884-2)。
- ・旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した母親と小学生の子供2名につき、子供2名にそれぞれ重度・中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定となり問題行動を繰り返したことや、母親が一人で子供の世話をしながら避難せざるをえなかったことを考慮して、各人月10万円の慰謝料増額がされています(和解事例912-1)。
- ・帰還困難区域から避難した、子供のいる夫婦の避難慰謝料について、夫婦がともに重度の身体障害を有し、通常の避難者とは比べ精神的苦痛が大きく、その状況が将来も継続することが見込まれることを理由に、平成29年5月まで月10割の増額が認められています(和解事例976)。

(3)「家族の別離、二重生活等が生じたこと」、「避難所の移動回数が多かったこと」に関する増額事例

- ・事故により家族がばらばらに避難を余儀なくされ平成23年3月15日まで家族の安否が確認できなかったため探し歩くことを余儀なくされたこと、短期間で長距離の避難を5回行ったこと、平成23年6月まで従前同居していた家族との別居を余儀なくされたこと等を考慮した事案(平成24年3月1日付和解案提示理由書6 参照)では、平成23年3月は14万円、4月及び5月は11万円と慰謝料が増額されました。
- ・警戒区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校などの関係で家族別離を余儀なくされた家族について、平成23年3月11日から平成24年11月30日の期間について、家族各々について月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増加を認めた和解が成立しています(和解事例266)。

(4) その他の増額事例

- ・墓参りに行くことができなくなったことを理由として一時金として5万円を認めた和解が成立しています（原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ（34）参照）
- ・自主的避難等対象区域内に居住し地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害について20万円増額が認められています（和解事例379）。
- ・避難指示解除準備区域（大熊町）所在の土地（農地として利用）の財物損害が全損と評価されている事例において、営農できなくなったことによる精神的損害として20万円の賠償が認められています（和解事例470）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成24年3月1日付和解案提示理由書6
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/13/1320292_6.pdf
 - ・和解事例一覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592.htm
- : 原発被災者弁護団（東京）HP
- ・平成24年11月27日付「避難慰謝料増額和解例のご報告」
<http://ghb-law.net/?p=584>
 - ・原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ
<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/03/947316504880e6912945d96b7bbb739d.pdf>

2-9 生命・身体的損害による精神的損害（入通院慰謝料等）

生命・身体的損害が認められる場合、避難生活一般に伴う精神的損害とは別に慰謝料が認められますか。

A（1）紛争解決センター

ア 身体的損害の場合について

精神的疾患と身体的疾患を区別して対応されていると考えられます。

（ア）精神的疾患について

避難を原因としてうつ等精神的疾患になった事案で、自賠責の基準ではなく、赤本による基準が採用され、また、ムチ打ち症で他覚症状がない場合ではないため別表Ⅰを基準とし、通院実日数ではなく通院期間を基準として損害額が算定されたも

のがあります。ただし、一切の事情（日常生活阻害慰謝料との重複等）を考慮して50パーセント～70パーセント前後の減額された和解案であったと報告されています。ただし、精神的疾患の全ての事案で、赤本基準が当然に採用されるとは限りませんので相談の際には注意をしてください。

なお、通院交通費についても慰謝料に含むとの判断がされたと報告例が存在します。

また、避難前から精神疾患を有していた被害者について、避難を原因として精神疾患が悪化したことを理由として、平成23年3月11日から平成24年10月31日までの期間につき、日常生活阻害慰謝料を月額6万円、合計120万円の増額を認めた和解も成立しています（和解事例210）。

（イ）身体的疾患について

避難等のため、長時間運転を行った結果、ぎっくり腰になった場合に30万円の慰謝料を認める和解案が提示されたとの報告例が存在します。

この報告された事案においては、赤本の別表Ⅰを基準として算定されたようですが、従前もぎっくり腰になったことがあるという既往歴、因果関係の立証が弱い事などの事情を考慮して75パーセント前後の減額がなされたようです。ただし、身体的疾患の全ての事案で、赤本基準が当然に採用されるとは限らないので相談の際には注意をしてください。

また、旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人について、処方されていた薬が原発事故直後になくなったため平成23年5月初旬まで服薬できなかったことによる持病の悪化と原発事故による避難との因果関係が認められ、生命身体的損害に係る精神的損害として、平成23年3月11日から平成24年8月末日までの期間（18カ月）につき30万円の賠償が認められた和解が成立しています（和解事例508）。

旧警戒区域（富岡町）から避難中の平成24年3月14日に心筋梗塞を発症した申立人について、治療費用、入通院慰謝料・証明取得費用・入通院交通費が認められた和解も成立しています（和解事例509）。この和解事例では、東京電力に対する直接請求では原発事故と心筋梗塞との因果関係が否定されていたようですが、紛争解決センターにおいては因果関係が肯定されているようです。

イ 生命損害の場合について

生命損害においては、原発事故と死亡との因果関係の存在を立証できるかが重要です。

被害者の避難前の状態に関するものとして避難前に入通院していた医療機関の診療記録等、避難後の状態・死亡原因に関するものとして避難後に入通院していた医療機関の診療記録、死亡診断書、医師の意見書等が証拠として考えられます。

なお、相談の際には、上記書類の入手も重要ですが、まずは、災害弔慰金の支給申請を行い、支給決定通知書の入手を行うようにアドバイスを行ってください。災害弔慰金の支給決定の通知書が存在すれば避難と死亡との関連性が公的に認定されることになります。和解案において災害弔慰金審査委員会により「東日本大震災に係る避難中における原子力災害関連死」と認定されていることを死亡との因果関係を認める一要素として考慮されたとの報告例もあります。

紛争解決センターにおいては、死亡慰謝料として、従前持病を有していた者が避難を原因として死期が早まった場合に和解が成立した報告例が存在します。この報告された事案においては、赤本を基準として、過酷な避難生活、既往症の治療が著しく阻害されたこと、医師の意見、災害弔慰金審査委員会の認定等を考慮して、事故によって被害者の死期が早められたことに対する寄与的・割合的認定が行われ算定されたものと考えられます。ただし、生命損害の全ての事案で、赤本基準が当然に採用されるとは限らないので相談の際には注意をしてください。

ほかにも以下の事例が参考になります。

- ・身体に障害があり要介護5の状態での自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在を認め、死亡慰謝料700万円の賠償が認められています（和解事例395）。
- ・旧警戒区域に居住し、白血病等により患っていた70歳近い被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成23年10月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が認められています（和解事例706）。
- ・旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、避難開始の約2週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人に死亡慰謝料900万円が賠償されています（和解事例730）。

（2）東電に対する直接請求

生命・身体的損害にかかる費用について、東電は「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかったことなどが原因で亡くなった親族がいる者には、個別に対応するとしています。平成24年7月24日のプレスリリース（避難指示区域内・旧緊急時避難準備区域等）においては、生命・身体的損害については、一定期間中に想定される費用を一律に設定することが困難なこ

とから、引き続き個別に事情を確認し実費を支払う旨が記載されています。

東電は自賠償の基準により損害額を算定しているようです。

(3) 訴訟

原発事故後の自死について、初めて因果関係を認める判断をした裁判事例が出ています。(福島地方裁判所平成26年8月26日判決、判例時報2237号78頁)

本件は、計画的避難区域に指定された川俣町で生まれ育った者が、原発事故後の平成23年7月1日に焼身による自死をし、その相続人らが逸失利益・慰謝料等の賠償請求をした事案です。

争点は、①原発事故と自死の間の因果関係の有無 ②因果関係がある場合、心因的要因を理由に損害額を減額すべきか、また減額すべき場合は減額割合 ③損害額でした。

判決は原発事故と自死の間の相当因果関係を認めた上で、心因的要因を理由として賠償額を2割減額しました。

判決での因果関係の判断枠組みは、原発事故が自死の引き金になったか否かという観点からだけでなく、自死につながる準備状態がいかなる原因で形成されたか、その準備状態を形成した諸原因の中で、原発事故がどの程度の重きをなすものだったかを検討・評価する必要があるとされ、その上で、うつ病を発症したかどうかは、原発事故と自死との間の相当因果関係の有無を判断する上で不可欠の前提事実ではなく、自死につながる準備状態を形成した諸原因の一つとして検討、評価すれば足りるとされました。

判決では、原発事故によって生じた一般的に強いストレスが、うつ状態に至らせ、その原因になったストレス要因自体が、自死に至る準備状態の形成に大きく寄与したと判断されています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・ 和解事例一覧

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592.htm

： 東京電力HP

・ よくいただくご質問07：その他

http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/faq/index-j.html

2-10 ペットの死亡に対する精神的損害

避難により、可愛がっていたペットに餌を与えることができず、死んでしまいま

した。損害として認められていますか。

- A 紛争解決センターにおいて和解が成立した事案で、ペット（猫）の死亡について、5万円の慰謝料が認められたものがあります。避難生活一般に伴う精神的苦痛とは性質を異にする精神的損害であることが認められています（平成23年12月27日付和解案提示理由書2 第7「1 ペットの死亡の慰謝料」参照）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成23年12月27日付和解案提示理由書2

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

2-1-1 中絶による精神的損害

事故後妊娠をしましたが、警戒区域等の付近で生活・仕事をしていたため、生まれてくる子供に障害がでてくる可能性があることへの不安や事故による今後の生活への不安から中絶しました。妊婦については増額した慰謝料がもらえるようですが、私は増額した慰謝料は請求できるでしょうか。

- A 紛争解決センターにおいて、事故前から妊娠をし、事故後に人工妊娠中絶を行った場合に、2名の申立人について50万円の慰謝料が認められた和解が成立しています（和解事例128）。

ただし、和解契約書において、「医師に相談したものの出産に支障がない旨の助言が得られなかったことに伴う不安による精神的苦痛」としての慰謝料と記載されていますので、人工中絶を行った場合一般の慰謝料を判断したものとはいえない可能性があります。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解事例128

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/12/27/1329343_028.pdf

2-1-2 家族を捜索できなかったことについての慰謝料

私の家族は、津波被害の犠牲となりました。しかし原発事故が原因で、速やかに捜索をしてもらうことができませんでした。そのため、家族の遺体は、腐敗が進ん

でしまい、ひどい状況になっていました。紛争解決センターにおいては、私のような遺族の感情は無視されてしまうのでしょうか。

A 浪江町では、第1原発で水素爆発が起き、半径20キロ圏外への避難指示が出された2011年3月12日から約1カ月間、警察や自衛隊による不明者の捜索ができず、津波の犠牲者の捜索や収容が遅れました。

その慰謝料を請求した集団申立事案につき、紛争解決センターが平成25年5月22日の和解案提示理由書において提示した理由に基づき、和解が成立しています(和解事例698)。遺族に対して、故人1名につき1人20～60万円の慰謝料を認める内容の理由書を前提とした和解です。

内容としては、①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な捜索機関に求める等して迅速に故人らを捜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛に対する賠償であり、金額は以下の通りです。

- ・父母・子供の一親等の血族と配偶者（内縁関係を含む）は60万円
- ・孫などの同居の2親等の血族は40万円
- ・上記以外の同居親族は20万円

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成25年5月22日 和解案提示理由書20

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afildfile/2015/01/16/1329134_022_02.pdf

- ・和解事例698

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afildfile/2015/01/16/1331335_698_02.pdf

2-13 放射線被曝への不安に対する慰謝料

原発事故後、私は放射線に被曝したことによる不安が大きいです。

放射線被曝の不安についての慰謝料は、紛争解決センターにおいては認められているのでしょうか。

A (1) 飯舘村長泥行政区集団申立事件において、放射線被曝への不安に対する慰謝料について紛争解決センターが和解方針を提示しています。

長泥地区は、平成23年4月22日に計画的避難区域に指定され、同年5月末日までの避難が求められたほか、放射線に対する何らの注意も喚起されていない地区でした。そのため、同地区の住民の多くは、平成24年7月に帰還困難区域に指定されるまでは、適切な避難を行うことができませんでした。長泥地区が、遅くとも原発事故の数日後から旧警戒区域と同程度の放射線量に晒されていたと考えられることからすれば、住民らの放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安は大きなものです。

紛争解決センターの和解方針においても「飯舘村長泥地区に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、飯舘村長泥地区と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般と比べ量的にも質的にも異なるというべきである。」ことを述べています。（「【ご報告】ADRの和解方針について（飯舘村長泥行政区集団申立事件）」参照）。

和解方針は①平成23年3月15日以降の放射線量が高かった期間、②長泥地区に、③2日以上滞在した者に対し、④1人50万円（妊婦及び子供は100万円）を支払うという内容です。

（2）また、飯舘村蕨平の集団申立においても、紛争解決センターから、事故後蕨平に留まり続けた者に対して、50万円（妊婦及び子供は100万円）の放射線被曝への不安に対する慰謝料を支払う和解案が提示されています。

（3）伊達市霊山町小国・坂ノ上（霊山町）・相葭地区（月舘町）で特定避難勧奨地点の設定を受けていない場所の住民による集団申立事案においては、放射線被曝への恐怖や不安及び実生活上の様々な制限・制約に起因する精神的苦痛に対して、以下の賠償を認める和解案が出されました。

賠償額 1人あたり月額7万円

賠償期間 平成23年6月30日から平成25年3月31日まで

（始期 特定避難勧奨地点の最初の設定の日

終期 特定避難勧奨地点の設定の解除から相当期間経過後）

精神的損害につき、特定避難勧奨地点の住民に対しては1人月額10万円の慰謝料が認められている一方で、同地域でも特定避難勧奨地点に設定されていない場所の住民に対しては自主的避難等対象区域の住民に対する慰謝料（1人8万円、子供・妊婦は40万または60万円）しか認められていませんでした。本和解案は、賠償額は同額

でないものの、特定避難勧奨地点の居住者に準じて精神的苦痛を認めたものと評価されます。

(4) さらに、南相馬地原町区高倉地区・馬場地区・大谷地区の、特定避難勧奨地点に設定されていない場所の住民について、放射線被曝への懸念や不安、生活上の様々な制限・制約に起因する精神的苦痛に対する賠償として、以下の通り、特定避難勧奨地点と同額の賠償を認める和解案が提示されるに至っています。

賠償額 1人あたり月額10万円

賠償期間 平成24年9月1日から平成26年4月30日まで

始期 特定避難勧奨地点設定以降東京電力により精神的損害の賠償を打ち切られたとき
(なお、原町区高倉・馬場・大谷地区は旧緊急時避難準備区域のため平成24年8月までは賠償されたものと考えられる)

終期 当該地区の今後の見通しが明らかでない現状においては和解案提示時

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

- ・「【ご報告】ADRの和解方針について（飯舘村長泥行政区集団申立事件）
<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/06/20130602.pdf>
- ・「【報告】飯舘村蕨平集団申立てで、帰還困難区域と同等の賠償認められる」
<http://ghb-law.net/?p=1012>
- ・伊達市霊山町小国・坂ノ上・相葭地区集団ADR申立て和解案の報告
<http://ghb-law.net/?p=918>

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解案提示理由書26（高倉地区）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1329134_028.pdf
- ・和解案提示理由書27（馬場地区）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1329134_029.pdf
- ・和解案提示理由書28（大谷地区）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1329134_030.pdf

3 事故前の住居に放置された財物等について

3-1 財物価値の喪失又は減少

自宅に放置した家具等の動産類は、どの程度の立証をすれば、どの程度の損害を認めてくれますか。

A

(1) 総括基準

平成24年2月14日の総括基準（基準4）は、避難等対象区域内に存在する動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）に関する以下の損害は、現地への立ち入りができない等の理由で被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害としています。

- ① 管理が不能等となったため、価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- ② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- ③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故による価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

(2) 経済産業省及び東電の基準

経済産業省及び東電により、避難指示区域内の家財に係わる基準が提示されています。なお、旧緊急時避難準備区域に財物を有していた方が一定額の賠償を当然に請求できる基準は存在しないことには注意が必要です。

ア. 定型賠償

平成24年7月20日付の経済産業省（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））、平成24年7月24日付東電プレスリリース「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域内）」及び平成25年3月29日付東電プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係わる請求手続きの開始について」によりますと、世帯人数・家族構成ごとに定額の賠償が行われるとされています（定型賠償）。賠償額については、帰還困難区域と居住制限区域及び避難指示解除準備区域を区別して下記のとおり、損害の算定を行っています。

帰還困難区域においては、避難指示期間中の立ち入りの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等を理由に、他の区域と比較して一定程度賠償額が高く設定されています。他方で、金額は不明ですが、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合には、立ち入り回数が多数回になると考えられることから、立ち入りに要する費用を算定し、一括払いで支払うことも記載されています。

なお、世帯の扱いについて、東電の基準によると、台所がそれぞれ独立して設置されている場合でかつ各世帯の区画が壁及び扉で分離されている場合には、二世帯住宅として取り扱うことが発表されています。住民票が複数に分かれているというだけでは、別世帯とは認められないので注意をしてください

(ア) 帰還困難区域の場合

- ・単身の場合 325万円

- ・世帯（2人以上）の場合

475万円＋60万円×大人の人数＋40万円×子供の人数

（世帯基礎額を475万円として算定し、大人1名につき60万円を加算、子供1名につき40万円を加算して算定した数値で算定されています。）

(イ) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合

- ・単身の場合 245万円

- ・世帯（2人以上）の場合

355万円＋45万円×大人の人数＋30万円×子供の人数

（世帯基礎額を355万円として算定し、大人1名につき45万円を加算、子供1名につき30万円を加算して算定した数値で算定されています。）

なお、平成24年7月24日付東電のプレスリリース別紙3には、表及び算定の対象とされている家財の具体例が記載されています。

(ウ) 高額な家財の賠償について

高額な家財（一品当たりの購入金額が30万円以上の家財）が、避難等にもなう管理不能等により毀損した場合は、一般家財の定型賠償とは別に修理・清掃費用相当額として一世帯あたり20万円の定額賠償も認められています。

(エ) 仏壇について

避難指示区域から持ち出すことができず価値が喪失した仏壇・仏具一式につき、40万円の定額賠償を請求することができます。または、実際に持ち出して避難期間中に修理清掃した場合は、実費を請求することができます。位牌の移し替えをする際の祭祀に係わる費用については、仏壇1台あたり10万円を1回限り支払う（10万円を超えた場合は、個別事情による合理的範囲の賠償）こととされています。

但し、この請求は、家財の定型賠償に合意した世帯代表者を対象としていることにご注意ください（平成26年3月26日付 東電プレスリリース）。

イ. 個別賠償

損害総額が個別評価により定型賠償額を上回る場合には、その超過分を個別賠償によって請求することができます（平成27年2月25日付 東電プレスリリース）。賠償額は、家財の本件事故時の時価相当額（時間経過による価値低減分を控除）又は避難による管理不能に伴う価値減少の原状回復費用（実費）から定型賠償

額を控除した残額に諸費用（一人一回当たり定額1万円又は合理的な範囲の実費）を加えた額です。このような趣旨から、東電は個別賠償の請求者を、家財定額賠償に合意し、個別評価の損害総額が定額賠償金額を超える場合としています。

また、仏壇については、購入金額を確認できる証憑等をもとにした査定により、従前と同等程度の仏壇の購入費用が時価相当額として賠償されます。

なお、個別賠償の請求の前に家財を撤去・処分せざるを得ない場合には、当該家財の写真や家財の毀損に係る家屋の写真（雨漏りや家畜の侵入状況等）等の証憑類の保管が必要とされていますことには注意が必要です（東電「家財個別賠償を見据えた廃棄家財の写真撮影等のお願いについて」）。

（3） 紛争解決センター

現在は、紛争解決センターにおいても、家財の賠償についての和解が進んでいるようです。

従前は、家財保険の基準等を前提にした成立和解の報告も複数ありました。

しかし、現在の紛争解決センターにおける解決は、上記東電等の基準を前提に算定をされることが少なくないようです。

もっとも、上記東電の基準を前提に、家財の量が同規模の通常の家計よりはるかに多い場合、通常の家計には存在しないような高価な商品が含まれる場合、別宅や大きな蔵・倉庫等を有している場合等には、東電基準に、一定金額が積み上げ加算されているようです。例えば、自宅に存在する家財等の写真や被害者の記憶に基づく財産目録等の提出による立証、被害者の住宅の広さ、居住年数、事故前の収入、家財保険の加入の有無等の個別に資料を提出するようです。

ある和解例においては、「申立人らの自宅床面積（約220㎡）、居住年数（約20年）、年収（約2000万円）、家財の一部写真、申立人の記憶に基づく個別財産目録（合計約13,000,000円）等の資料を総合すると、」東電基準よりも「300万円程度多いものと推定される」とされています（「平成24年（東）561号事件和解案提示理由書」参照）。住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、家財についての定額賠償額715万円から185万円増額された家財賠償が認められた事例もあります（和解事例585、586）。

また、事故前に家族の死別・別居等の変動があった場合には、変動前の人数にいうじて家財の賠償が行われる場合があるようです。例えば、東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を所有している申立人らについて、富岡町の自宅に住む他の親族と合わせた人数に基づいて算定された家財の賠償が認められています（和解事例374）。

なお、緊急時避難準備区域において、避難のために従前の住居を引き払い、避難先に新たに住居を確保したものの、新たに確保した住居に動産を持ち込む事が困難であったため、その動産を処分せざるをえなかった事情がある者について、処分し

た動産について、一定額の賠償を認めた和解が成立したとの報告があります。

また、避難先の東京に車両を持っていくことが困難であったため、車両を売却せざるをえないが、車両に残ローン70万円があったという事案において、ローンと買取価格の差額に近い金額を損害と認めるとの和解が成立しています（原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ 事例（94）参照）。

このように、紛争解決センターでは、個別事情を汲み上げ、必ずしも東電による区域割に基づく基準によらない和解も成立しています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成23年12月27日付和解案提示理由書

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

- ・平成24年2月14日の総括基準（基準4）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2012/02/20/1316595_5_1.pdf

- ・和解事例374

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/07/01/1329134_060_01.pdf

- ・和解事例585

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/11/26/1331335_585.pdf

- ・和解事例586

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/11/26/1331335_586.pdf

：経済産業省HP

- ・平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001-3.pdf>

：東京電力HP

- ・平成24年7月24日付の東電プレスリリース（避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域内））

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html

- ・平成25年3月29日付の東電プレスリリース（個人さまに対する家財の賠償に係わるご請求手続きの開始について）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1225940_5117.html

- ・平成26年3月26日付の東電プレスリリース（個人さまに対する家財（仏壇）

の賠償に係わるご請求手続きの開始について)

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235023_5851.html

：原発被災者弁護団（東京）HP

・原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/03/947316504880e6912945d96b7bb739d.pdf>

・平成24年（東）561号事件和解案提示理由書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/05/130430-1.pdf>

3-2 庭木や山野草等の損害

お金をかけて自宅の庭を整備し、庭木をいじり、山野草を育てることを、20年以上、楽しみにしてきました。庭木等を含めた庭の損害を請求できますか。

A 既に原発事故から長期間が経過し、立ち入りができず、手入れができなかったため、庭木や山野草も枯れている等と思われます。

東電の基準（平成25年3月29日付東電プレスリリース「宅地・建物・借地権等の賠償に係わるご請求手続きの開始について」）によると、庭木の事故前価値を建築物の想定新築価格の5%の額として賠償請求ができます。

また、庭師により手入されていた庭木につき、庭師による庭木についての見積もり書を作成し、請求を行った場合に、庭木についても賠償が認める旨の和解案の報告があります。

広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となった盆栽（さつき盆栽）につき、250万円の賠償を認める和解が成立した事例も報告されています（和解事例269）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例269

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/04/10/1329343_169.pdf

：東京電力HP

・平成25年3月29日付の東電プレスリリース（宅地・建物・借地権等の賠償に係わるご請求手続きの開始について）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1225941_5117.html

3-3 墓地移転に伴う損害

避難指示区域に指定された地域に、墓があるため、自由に墓参りに行くことすらできません。そこで、私としては、墓を、別の場所に移動させたいと考えていますが、墓地の移転費用等を請求することはできるのでしょうか。

A 大熊町からの避難者につき、墓地移転の費用として136万円の損害を認め(大熊町所在の墓石等の財物損害も含めた金額)、和解が成立した事例が報告されています(和解事例222)。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例222

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/04/10/1329343_122.pdf

4 不動産損害について

4-1 宅地の価値について（紛争解決センター）

宅地の価値の喪失又は減少につき、紛争解決センターでは、どのように扱っていますか。

1 「宅地」賠償について

(1) 宅地の賠償に関する以下の記述は、判例時報2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務9」を参考にしていますので、詳細については、判例時報2210号3頁目から12頁もご参照ください。

また、紛争解決センターにおいてはパネルごとに判断がされるため、公表された和解事例や判例時報2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務9」で紹介される考え方に必ずしも拘束されるわけではないようですので、次の記述は1つの考え方としてご参照ください。

(2) 旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域にある宅地について

現在、紛争解決センターにおいて、旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域の宅地については、地価の原発事故の下落幅や原発事故の寄与度の認定資料が得られないため、再申立が可能であることを前提として不動産損害賠償の申立は打ち切られているものがほとんどのようです。

(3) 旧警戒区域・旧計画的避難区域にある宅地について

他方で、旧警戒区域・旧計画的避難区域にある宅地については、不動産損害賠償について多数の和解が成立していますので以下の説明は旧警戒区域・旧計画的避難区域にある宅地の賠償についての説明になります。

損害賠償請求の方法としては、(1) 本件事故時点における時価額を損害として賠償金を認める方法及び(2) 移住先地価をも反映した金額を損害として賠償金を認める方法があります。

なお、紛争解決センターにおいて全損扱いの賠償になった場合においても、不動産所有権は移転しない扱いの特約条項を設けて、民法第422条による代位の規定の適用を排除する和解が原則として成立しています。

(4) 本件事故時点における時価額を損害と考える場合

本件事故時点における時価額は、「被害土地地価単価（円/㎡）×被害土地面積（㎡）×価値減少率」により、宅地の賠償価格を決定しているようです。

ア 被害土地地価単価について

紛争解決センターにおいては、被害土地単価を適正な価格のゾーンの範囲内にあるか否かを判断し、範囲内にあると判断すれば、より細かな審理を行わない方針であるようです。適正な価格のゾーンにある価格について、より低額な金額を主張して、細かな審理を求める当事者の行為は、不当な遅延行為と評価

される可能性があるとも考えているようです。

適正な価格のゾーンの範囲内にあるか否かの判断は、次のとおりです。

(ア) 取得価格が判明する場合について

取引における宅地の取得価格は、取引時点の地価を反映していることから、適正な価格のゾーンの範囲内と判断されることが多いようです。

もっとも、宅地の取得価格が適正な価格のゾーンにあると判断できない事情がある場合には、取得価格であっても被害土地単価と判断されていません。

例えば、判例時報2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務9」においては、取得時期がバブル期の場合（「バブル補正」）や原野商法などの詐欺的商法の被害による土地取得の場合（「原野商法補正」）等が紹介をされています。

(イ) 取得価格が不明な場合について

紛争解決センターにおいては、固定資産税評価額が判明する場合、当該評価額を参考にして、固定資産税に当該評価額の1、43倍の金額（東京電力の直接請求の賠償基準）を被害土地単価として算定されることが多いようです。

また、近隣同種地の取引事例又は公示価格を参考にしながら、必要に応じて、地域的要因・個別的要因の比較・時点修正などを行い、被害土地地価単価を算定する方法も考えられます。例えば、和解事例933は、帰還困難区域（大熊町）の複数の土地（登記上の地目は山林、雑種地）について、いずれも現況を宅地と認定した上で、東京電力が実施した「現地評価」（東京電力のホームページ参照）の結果や、不動産鑑定士が机上において固定資産税評価における標準宅地との比較によって行った評価の結果ではなく、近隣公示価格を参考にして賠償が認められた事例として紹介されています。

イ 被害土地面積（㎡）について

紛争解決センターにおいては、「現況が宅地で、登記簿や固定資産税課税証明書等の地目も宅地である場合には、原則として登記簿や固定資産税課税証明書等の面積」で判断されます。

また、「登記簿上の地目が宅地以外（雑種地、山林、田、畑等）である場合であっても、写真や住宅地図等で現況が宅地であることが判明した場合」には現況宅地部分の面積の概算を算定し、当該面積部分を宅地として判断しています。和解事例920及び971において認められています。

- ・ 和解事例920は、申立会社が所有する浪江町（避難指示解除準備区域）の土地の財物損害について、登記上の地目は農地等となっていたが、申立会社が上記土地を取得した不動産競売手続における評価書で現況宅地との評価が

されていたことに鑑み、上記評価書における評価額（宅地並み）に基づき算定された賠償が認められた事例です。

- ・ 和解事例 971 は、申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）の土地の財物損害について、登記上の地目は山林となっていたが、航空写真や公図等の客観的資料のほか、購入当時の別荘販売の情報誌に当該土地を含む地域を別荘地として販売している旨の記載があることなどの事情を考慮し、現況宅地と認定して賠償が認められた事例です。

なお、紛争解決センターにおいては、簡易測量等の現地調査、東京電力に対する直接請求における現地調査をセンターの手続き内で実施することは原則として行わないものとされています。

ウ 価値減少率について

紛争解決センターにおける価値減少率の判断は、土地を使用できない期間を基準にしています。

具体的には、土地を使用できない期間が、本件事故時後、被害土地を 72 か月以上使用できる見込みがない場合を全損として扱っています。72 か月を超えない場合については、72 か月を分母、使用できない具体的期間を分子と考え、部分損を算定しています。

(ア) 一次的な基準としては、次のとおり東京電力が使用できる見込みがない期間として地域ごとに認めている期間については、これを下回る期間を採用せず、使用不能の期間の最低保障とするとされています。

- ・ 全損地域（使用不能期間の見込みが事故後 6 年）について

帰還困難区域

大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域

- ・ 使用不能期間の見込みが事故後 5 年の地域について

浪江町、富岡町、及び南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域

飯館村のうち「蕨平行政区、比曽行政区、及び前田・八和木行政区」

葛尾村のうち、「広谷地行政区の一部（かげ広谷地地区）」

- ・ 使用不能期間の見込みが事故後 3 年の地域について

居住制限区域

飯館村のうち、帰還困難区域又は「蕨平行政区、比曽行政区、及び前田・八和木行政区」に属しない地域

- ・ 葛尾村のうち、帰還困難区域又は「広谷地行政区の一部（かげ広谷地地区）」に属しない地域

(イ) また、使用不能期間の見込み期間が一次的な基準を超えて認定されることも多く、全損として判断される和解も多く成立しています。

二次的な基準としては、当該土地の使用不能期間の見込み期間について、次のような点を調査して、個別具体的に判断されています

- ・「原発事故前の当該不動産の利用の歴史・利用の具体的状況」について、「当該不動産を居住用として利用してきた場合には、家族構成・年齢・職業等の歴史、一家の収入状況、周辺の各種施設（生活インフラ）の所在地及び利用状況、通勤・通学状況その他生活状況全般」
- ・「現在（原発事故後）の時点における今後の生活設計」
- ・「仮に被害土地に帰還したと仮定して、その場合に想定される職業上・事業上の支障、通学上の支障その他生活上の支障」
- ・「不動産の所在地の位置・不動産の形状等を示した地図（住宅地図が望ましい）、不動産所在地の周辺地域の地図、周辺地域の避地区の設定状況、周辺地域の放射線量」 など

以上のような点を調査して、周辺地域一体の状況を把握し、仮に帰還したとして土地所有者やその家族らが生活を成り立たせていくことができるかという観点から、使用できる見込みがない期間を具体的に認定しているようです。

（ウ）解決事例について

双葉町の不動産に関する和解案提示理由書においては、「文部科学省が公表している放射線量モニタリングマップによれば本件不動産は帰還困難区域に指定されない可能性がある」ことを認めた（対象不動産の最も近い測定地点の空間線量率は、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以上 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 未満。なお、帰宅困難区域は、年間積算線量は 50mSv 超えの地域であり、空間線量率が $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する地域と考えられています。）上で、「人間は、行動する社会的存在で」あり「不動産の価値ないし価格の減少を検討する際には、対象不動産の所在地1点ではなく、その周辺地域も含めて、人の社会的・経済的活動を成り立たせるだけのある程度の広がりを持った面で考える必要がある」との判断を示しました（双葉町の不動産に関する和解案提示理由書参照）。そして、不動産の僅か1km北方ないし北東部には $19\mu\text{Sv/h}$ 以上の地点があり、これらの周辺には駅、役場、病院、学校等の生活に必要な施設が多数存在すること、南西方向には2ないし3km未満の地点に $19\mu\text{Sv/h}$ 以上の地点が多数あり、これらの地点が帰還困難区域に指定されることは明らかであること、及び、財物の価値ないし価格は、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受けるものであるが（中間指針第3の10備考3）、福島第一原子力発電所から本件の不動産までは3～4km程度しか離れていないことを理由として、当該事案においては全損との判断を示しました。

最近では、帰宅困難区域、居住制限区域のみならず、避難指示解除準備区域においても、全損の扱いと認定されて和解が成立しているケースも複数存在し

ています。

例えば、和解事例８３９、８５９、８６８、８７５、８７６、８８４等において、個別事情を考慮のうえ、避難指示解除準備区域であるにもかかわらず、全損という扱いになっています。

- ・和解事例８３９は、檜葉町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てているが、作付けが制限されていることなどを考慮し、全損と判断し、移住先での不動産取得を考慮した額での賠償が認められた事例です。
- ・和解事例８５９は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の不動産（自宅土地建物）について、放射線量、除染の見通し、近隣の状況、建物の状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価して財物損害が賠償された事例です。
- ・和解事例８６８は、浪江町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、平成１０年の購入時価格（造成費用として申立人らが支払った額を含む。）を土地の事故前価値として、財物損害が賠償された事例です。
- ・和解事例８７５は、浪江町（避難指示解除準備区域）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の５年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等の不動産を全損と評価し、農業用機具につき、実際の使用可能年数を基礎に減価をして損害額が算定された事例です。
- ・和解事例８７６は、南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に県南地域に避難しており、孫の世話などのため、息子らと同居する必要があること、自宅付近の除染状況等の事情を考慮して、全損と評価した事例です。
- ・和解事例８８４は避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で兼業農家を営んでいた申立人らについて、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に避難慰謝料が月３割から６割増額されるとともに、自宅土地建物等につき、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例です。

(エ) その他について

宅地を事業用施設として利用していた場合には、将来避難指示解除があった場合に、帰還して当該土地で事業を再開することが現実的かどうかを検討対象になり、当該不動産が事業施設として利用してきた場合には、事業の具体的内容の歴史、当該不動産の具体的利用状況。周辺地域における事業インフラ、顧客・取引先等の所在地・活動状況や現在の時点における今後の事業設計（事業設計が立たない場合にはその旨及びその理由、事業設計に複数の候補がある場合にはその全部についての内容と長所・短所等）を調査して全損か部分損の割合を判断します。詳細な説明については、判例時報第2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の実務9」「④事業用土地の価値減少率」をご参照ください。

都会からの移住者・別荘地として利用されていた場合には、「有害物質に汚染されていない自然豊かな環境で、有害物質のことを気にせずに生活を送ることを考えていたのが通常」であり、「仮に専門家が健康に影響がない程度の微量にすぎないという意見を述べたとしても、無農薬（減農薬）・有機農業などを志し、有害物質を気にする必要のない生活を期待して移住した人々にとっては、社会通念上利用価値のない土地にすぎない」ので、全損扱いにすることが「多い」とされています。詳細な説明については、判例時報第2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の実務9」「⑤都会からの移住者・別荘地」をご参照ください。

以上のとおり、宅地の利用目的及び属人性にも着目して、宅地の価値減少率を判断する可能性もあるようです。

エ 小括

相談の際には、固定資産税評価額以外の算定方法の利用が可能か否か（被害土地単価）、登記簿上の地目が宅地以外であるものの宅地の一部として利用していた部分が存在するか（被害土地面積）、帰還困難区域以外の場合について使用できない期間の認定にあたっての個別具体的な事情の有無（価値減少率）について確認するようにしてください。

参考

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解事例839

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/1331335_839_02.pdf

- ・和解事例859

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/19/1331335_859.pdf

- ・ 和解事例 8 6 8

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/07/10/1331335_868.pdf

- ・ 和解事例 8 7 5

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/07/10/1331335_875.pdf

- ・ 和解事例 8 7 6

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/07/10/1331335_876.pdf

- ・ 和解事例 8 8 4

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/1331335_884.pdf

- ・ 和解事例 9 2 0

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/09/25/1331335_920.pdf

- ・ 和解事例 9 3 3

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/11/20/1331335_933.pdf

- ・ 和解事例 9 7 1

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/16/1331335_971.pdf

： 原発被災者弁護団（東京）HP

- ・ 双葉町の不動産に関する和解案提示理由書

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2012/10/121018riyu2.pdf>

（５）移住先地価をも反映した金額を損害として賠償金を認める場合

ア 考え方について

本件事故による被害土地の賠償において、公用目的収容の際の補正価格の算定に関する議論が参考にされることが多いものの、今回の原発事故被害の場合には、近傍同種地を代替地として取得できるという前提が、崩壊しているため、事故時の時価のみの賠償では、近傍において地価水準が同程度の同種の代替土地を取得することが困難な事情があることが指摘されています。仮に、日本全国を対象にすれば、被害土地と同程度の同種の代替土地を取得すること自体は可能であるとは考えられるものの、被害者にとって過度な負担になり、被害者の救済として不

十分であることは明らかです。そのため、移住が合理的な選択の1つであり、移住先地価単価が被害土地単価より高額の場合には、移住先地価単価による賠償も行うことを認めています。

紛争解決センターの解決事例である「平成24年（東）561号事件和解案提示理由書」においては、まず「全損」であることを認定し、「申立人らは原発事故が原因で代替地への自宅移転を余儀なくされる」とした上で、「社会通念上妥当な自宅の移転先」の宅地を取得するには「本件宅地の事故前価格の賠償だけでは赤字が生じる」と述べています。そして、「本件原発事故により、わが国の損害賠償史上初めて、近傍類似の代替地の取得が不可能であるという事態が発生したが、より地価水準の高い代替地への移転が、近傍類似の代替地の取得不能を考慮すると社会通念上やむを得ないといえる場合の被害者に生じる差額は、本件宅地の事故前価格から、上記赤字額（マイナスの数値となる）を差し引いた額となる」とされています。宅地の事故前の価格から赤字額を差し引くことで、移転先の新たな宅地の価格の単価を損害として判断して、差額説による説明を行っています。

イ 計算式

基本的な計算式は、移住先土地単価×被害土地面積により算定します。

ただし、次の点について留意が必要です。

(ア) 「移住先となる地域を決定し、当該地域に移住する蓋然性が高いこと」が必要です。

現実の取得又は手付金の交付までは要件とはしていないようですが、どの程度まで準備すれば、当該地域に移住する蓋然性が高いと認定されるのかは明確ではありません。そのため、移転の必要性及び当該地域に移住する蓋然性を示す移住の準備状況等を説明していく必要があります。

紛争解決センターの和解事例を見ると、移住先土地単価の賠償が認められた事例では、価値減少率について全損の認定がされています。そのため、移転の必要性の前提として価値減少率が全損である判断が必要と考えられます。

もっとも、価値減少率が全損と認定をされた場合でも、移転の必要性が否定された事案もあるようであり、注意が必要です。

(イ) 移住先土地単価について

まず、現実の移住先又は移住する蓋然性の高い移住先における、標準的な住宅地の地価単価とするとされています。仮に現実的に宅地を取得したとしても、取得価格は考慮せず、標準的な住宅地の地価単価より、高額であっても、低額であっても考慮しない扱いになっているようです。

また、標準的な住宅地の地価単価は、原則として、福島県内都市部の平均単

価の最高値を上限とするとされています。もっとも、例外的に、移住先の地価単価を基準にする場合も認められる場合もあるようです。例えば、病気・要介護状態などが原因で再度の長距離移動が不可能又は心身上の理由により不適切な場合が例外に該当するとされています。

紛争解決センターの解決事例でも、複数名の家族が精神障害である世帯について、避難先の大阪市において、新たな通院先・通学先・就労先を確保し、治療のための良い環境を構築することができた。このような申立人らの医師やケースワーカー等の社会資源を利用した医療環境、西成区の協力を得て築いた就労・就学基盤などから成る環境は、これを変化することは申立人らの生活・医療に悪影響を及ぼす。こと、本件事故前の医療環境・生活環境は、浜通りの帰還困難区域において形成されたものがほとんどで、今後長期にわたり再建される見込みはないと認定した上で、福島県内都市部の地価水準にとどまらず、移転先として合理性があると認める特段の事情がある大阪の地価（15万1400円）によるのが相当である。として、例外事情が認められた事例も存在します（和解案提示理由書22）。

なお、「標準的な住宅地の地価単価」の算定資料について、福島県内の平均地価算定資料を統計資料にして頼ると、半年以上前の資料であるなど、リアルタイムの地価の把握が困難であることも指摘されています。そのため、賠償においては、現在の標準的な住宅地の地価単価の立証が重要であると考えられます。

（ウ）被害土地面積について

被害地土地の面積によるのが原則とされています。

もっとも、被害土地が広大な場合、目安として「被害土地の面積が200～300㎡を超える場合には、200～300㎡の範囲内で移住先の地価単価を用い」、「超過部分の面積部分については、」「被害土地の地価単価を用いる」とされています。被害土地面積のうち、住宅の実質的な敷地部分は、通常300㎡を超えないため、移住先地価単価についての賠償も、当該限度で算定することが理由とされているようです。

紛争解決センターの解決事例である「平成24年（東）561号事件和解案提示理由書」においては、赤字額の認定は、宅地の事故前の価格から移転先の新たな宅地の価格を差し引いた金額全額ではなく、「半額」を赤字額と認定しています。また、「わが国の都市部の標準的な宅地面積を考慮して、本件宅地（521.67㎡）のうち300㎡について適用するのが相当」とであると、宅地全体ではなく、宅地の一部に限定して適用することが述べられています。

その他にも、和解事例842、852、876、890等で、移住先土地単価の適用を限定的に認めた次のような和解が成立しています。

- ・ 和解事例 8 4 2 は、双葉町（帰還困難区域）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物について、土地につき、その購入金額に福島県の平均地価変動率を乗じて原発事故前の地価を算定した上、250 m²の範囲で郡山市の平均地価を参考に損害額を増額し、建物につき移住先での建物取得を考慮して損害額を増額を認めた事例です。
- ・ 和解事例 8 5 2 は、富岡町（居住制限区域）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300 m²までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、300 m²を超える部分は本件事故前の地価を乗じた額とした事例です。
- ・ 和解事例 8 7 6 は、南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に県南地域に避難しており、孫の世話などのため、息子らと同居する必要があること、自宅付近の除染状況等の事情を考慮して、全損と評価し、また、県南地域（白河市周辺）への移住の合理性を認め、自宅土地のうち300 m²につき白河市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例です。
- ・ 和解事例 8 9 0 は、双葉町（帰還困難区域）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることなどを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200 m²につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例です。

（エ）小括

移住先土地単価の賠償においては、移住の必要性及び蓋然性についての事情の確認、土地単価の調査が重要になると考えられます。また、移住の蓋然性は不動産を購入すれば要件は充足するものと考えられますが、移住の必要性については不動産の価値減少率の全損認定の個別事情を超えた個別の移転の必要性を要する可能性がありますので、相談の際にはご注意ください。

参考

- ：原発被災者弁護団（東京）HP
- ・ 平成24年（東）561号事件和解案提示理由書
<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/05/130430-1.pdf>
- ：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター
- ・ 和解案提示理由書22

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/1329134_024.pdf

・和解事例 8 4 2

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/19/1331335_842.pdf

・和解事例 8 5 2

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/19/1331335_852.pdf

・和解事例 8 7 6

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/07/10/1331335_876.pdf

・和解事例 8 9 0

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/1331335_890.pdf

4－2 借地権の賠償について

借地権の賠償につき、紛争解決センターでは、どのように扱っていますか。

A 紛争解決センターにおける被害宅地の借地権の賠償は、平成 25 年 3 月 29 日付の東電のプレスリリース別紙 2 で発表された、借地権の金額を宅地の時価相当額×20%の借地権割合で算定した金額を、損害額と認める和解が多いようです。

もっとも、移住の合理性が認められる場合には、移住先地価を反映して土地損害額が算定されています。

和解事例 9 5 6 においては、帰還困難区域（双葉町）から東京都に避難した申立人の自宅建物及びその敷地の借地権について、身寄りは関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都内への移住を希望していることなどを考慮して、自宅建物につき、原発事故時の残価率を8割とし、借地権の一部（250平方メートル）につき、郡山市の平均地価を参考にして賠償が認められています。

また、移住先地価を反映するのみならず、移住先における借地権割合をも考慮して、損害金額を算定した和解が成立する場合もあるようです。和解事例 9 0 2 においては、楡葉町（避難指示解除準備区域）から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫が、避難中の食生活やストレスなどにより糖尿病を発症し、週 3 日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため、申立人らは帰還を断念し、東京近郊（千葉県）への移住を希望していること

等を考慮して、価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（250㎡）の借地権割合を、千葉県内の東京通勤圏のそれを参考に6割として損害額が算定された事例が公表されています。この和解案は、宅地の賠償においての標準的な住宅地の地価単価の例外事情が認められた場合に、移住先の地価単価の反映のみならず、借地権割合についても移住先のものを反映して判断されているものと考えられます。

参考：東京電力HP

- ・平成25年3月29日付の東電のプレスリリース別紙2

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0202.pdf

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解事例902

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/07/10/1331335_902.pdf

- ・和解事例956

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/12/10/1331335_956.pdf

4-3 その他の土地の賠償について

宅地以外の不動産の賠償につき、紛争解決センターでは、どのように扱っていますか。

A 紛争解決センターで公表されている和解事例はほとんどありません。

田畑については、平成25年11月29日付プレスリリースにより、東京電力より賠償基準が示されましたが、田畑の事故時の時価の算定方法が「（社）福島県不動産鑑定士協会」に依頼したと記載されているのみで、具体的な算定方法は不明です。

もっとも、紛争解決センターの和解事例において、東京電力が不動産鑑定士の調査報告書（800円/㎡）を提出したにもかかわらず、「福島県農業会議が作成した田畑売買取引等に関する調査結果（1,000円/㎡）が採用されたものもあるようです（原発被災者弁護団（東京）HP 「和解事例集Ⅳ」財物損害（不動産）事例（6）参照）。

山林地及び田畑についても、宅地賠償同様、被害者救済のための賠償基準の早期確立が望まれます。

なお、原発事故により得られなかった農作物の収穫・販売等による休業損害については別途賠償が認められており、また、和解事例895のように山林内の立木に

ついて樹種ごとの賠償が認められている場合もあります。

参考：東京電力HP

- ・平成25年11月29日付の東電のプレスリリース（田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1232588_5117.html

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解事例895

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/06/1331335_895.pdf

：原発被災者弁護団（東京）HP

- ・原発被災者弁護団・和解事例集IV 財物損害（不動産）事例（6）

http://ghb-law.net/?page_id=1216

4-4 建物の賠償について

建物の賠償につき、紛争解決センターでは、どのように扱っていますか。

- A 従来、紛争解決センターにおいて解決された事案においては、建物の取得価格を基本に再取得価格を算定し、減価償却費相当額を控除した額を事故発生時点における財物の時価と考えていたようです。減価償却費の算定にあたっては、税務上使用されている基準が採用されていました（平成23年12月27日付和解案提示理由書 第5「1 建物（2）本件事故時の本件建物の時価」参照）。しかし、税務上処理のための基準であるため、築年数が経過している場合には、基準を形式的に適用すると事故時の建物の価格が不当に低い価格で算定される可能性があるものでした。

そこで、公共用地の収用時の耐用年数を基準として採用し（48年）、経過時の残存価値を多く残すこと等により、本件事故時の建物の時価を算定し、被害当時の建物の金額を算定し、柔軟な解決を図る運用がされています。

紛争解決センターにおいては、まず、当該建物の新築価格を算定します。その算定方法として、東京電力の建物係数を用いて算定した金額から想定新築価格を割り戻すことが多いようです（例えば、新築想定価格をAとして、 $A - 8 / 10 A \times$ （経過年数／耐用年数）＝東京電力の建物係数等を利用して算定した金額といった計算式等から割り戻します）。建物係数の詳細については平成25年3月29日付のプレスリリース参考資料をご参照ください。

次に、想定新築価格から48年経過時の残存価値設定し、減価償却することによ

って、本件事故時の建物の価格を算定します（例えば、 $A - A \times (10\% - 48\text{年経過時の残存価値}) \times (\text{経過年数} / \text{耐用年数})$ といった計算式等によって算定します）。

そして、紛争解決センターにおいて、事故時点の建物の賠償による方法で居住用不動産の48年経過時の残存価値を4割前後として算定されることが多いようです。残存価値の判断の際は、建物のメンテナンス状況等も考慮されるようです。東京電力の基準では、残存価値は20パーセントの下限を設けられているにすぎませんので、紛争解決センターの解決された事例は、より高割合の残存価値を認めた賠償が成立しているようです。

また、住居確保損害が認められるような場合には8割前後の残存価値を認める和解事例が存在します。

原発被災者弁護団（東京）HP 「和解事例集Ⅳ」財物損害（不動産）のうち、事例（6）、（7）、（8）、（11）において、建物の残存価値を8割とする賠償が認められた事例が紹介されています。

なお、建物のリフォームが行われた場合、想定新築価格に反映される場合や耐用年数に反映される場合、又はリフォーム代金の賠償が認められる（原発被災者弁護団（東京）HP 「和解事例集Ⅳ」財物損害（不動産）事例（8）参照）等して、賠償には反映されているようです。固定資産評価証明書の評価替えがないか等は注意が必要です。

参考

：原発被災者弁護団（東京）HP

・原発被災者弁護団・和解事例集Ⅳ 財物損害（不動産）事例

http://ghb-law.net/?page_id=1216

4-5 東京電力の基準について

宅地や建物の東京電力の住居確保損害の基準は、どのような内容のものでしょうか。

また、紛争解決センターと比べるとどのような違いがありますか。

1 住居確保損害の内容

住居確保損害は、移住又は帰還により、実際に発生した宅地や建物の再取得又は立替・修繕費用等のうち財物賠償では不足する金額について、上限額を設定し、その範囲内で追加賠償を認めるものです。

2 請求の内容等

(1) 所有と居住の要件について

本件事故時点において、避難指示区域内において自己が「所有」する持家に「居住」をしていた方が対象になるとされています。

もともと、所有者と居住者の同一性については、完全な一致は要求されておらず、「居住者が所有者の推定相続人、または財物賠償時のその他相続人であれば、所有者が居住者の同意を取得することにより請求可能」と説明をされ（資源エネルギー庁 住居確保損害の賠償に関する住民説明会 参照）、次のような場合が対象になる旨説明をされています（資源エネルギー庁 別冊参考資料1 参照）。

- ・親が所有をしている建物・土地に親が居住していないが、子が居住している場合、子の同意（所有者の推定相続人）をもって親から請求可能。
- ・事故後に相続未了物件（被相続人：父）に対し、兄が相続人全員から同意を得て、財物賠償を請求、建物・宅地に弟が居住（兄は非居住）している場合、弟（財物賠償におけるその他相続人）の同意をもって兄（財物場使用請求者）から請求可能。

なお、親名義で受領した賠償金で購入した宅地・建物を子供名義にすると、住宅取得資金の贈与を受けたとみなされ、贈与税の課税対象になるので注意が必要です。

(2) その他の要件について

まず、財物賠償での不足分に対する賠償であるため、原則受領済みの財物額を超過して実費が発生していることが前提として必要とされています。

また、住居確保損害を算定するにあたり、想定新築価格の合意が必要であるため財物賠償の合意（事故時の時価における不動産賠償価格）が必要とされています。

なお、平成24年7月24日付の東電プレスリリースでは、宅地についての賠償を請求するためには、①固定資産税の評価において、現況の地目が「宅地」と表記されている土地であること（1 個人さまが所有する財物に係る賠償（1）＊部分参照）、②宅地、建物についての賠償後も避難指示解除までの間は、公共の用に供する場合等を除き第三者への譲渡を制限すること等に承諾すること（【共通事項等】＊2参照）（原則として、所有権は失わないことは明記されています）が要件とされていました。しかし、宅地と表記されていない場合でも、（ア）建築物が存在している、または宅地造成が完了していること、（イ）道路に2m以上接していること（ウ）農地転用許可を得ていること（エ）保安林に指定されていないこと、または、保安林に指定されていても立木の伐採または土地の形質の変更の許可を得ている場合等には、宅地として賠償するとされています（「賠償金 ご請求書①（所有資産確認用）」の85頁参照）。

参考

：東京電力HP

・平成24年7月24日付の東電プレスリリース（避難指示区域内）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html

・平成26年4月30日付の東電プレスリリース（住居確保に係る費用の賠償
および住居以外の建物修復に係る費用の賠償に関するご案内について）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235997_5851.html

：経済産業省HP

・平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001-3.pdf>

（3）請求可能な賠償について

移住に係る賠償と帰還に係る賠償が認められています。

次の内容のものが、賠償可能上限額の範囲で認められます。

ア 移住に係る賠償について

移住に係る賠償として、住居の取得に充てる費用、宅地の取得に充てる費用、諸税、登記費用に係る合理的な費用が認められます。

帰還困難区域及び大熊町・双葉町のその他区域に居住し、避難を余儀なくされた被害者又は居住制限区域又は避難指示解除準備区域（大熊町及び双葉町を除く）に居住し、就労や医療等の理由から移住が合理的である被害者に認められるとされています。

もっとも、合理的な理由については、自己申告で足りるとされています。

イ 帰還に係る賠償について

帰還に係る賠償として、建替、修繕に充てる費用、諸税、登記費用に係る合理的な費用、解体費用が認められています。

帰還に係る賠償について、解体費用は、住宅確保損害の上限額とは別途で、実費での賠償が可能となっています。

2 建物の賠償について

住居確保損害の建物についての損害上限額は、（算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額）×75%により算定されています。

建物の賠償の場合には「居住制限区域、避難指示解除準備区域については、事故前価値と財物賠償との差額分を含む」とされています。これは、居住制限区域、避難指示解除準備区域であったため、全損として価値減少率が認められていない部分についても含むことを意味します。

また、東京電力の建物の財物賠償の価格は、減価償却後の残存価値が最低2割とされ、最低残存価値と想定新築価格との差額8割の75%は、想定新築価格の6割に相当します。そのため、東京電力の基準によると少なくとも想定新築価格の8割は住居確保損害として認められることになります。

他方で、減価償却後の残存価値が2割以上残る場合には、想定新築価格の8割を超える金額が住居確保損害として認められることになります。

よって、紛争解決センターの住宅確保損害と比べた場合、東京電力への直接請求による損害上限額は、残存価値の点では大きな違いがない状況になっていると考えられます。

紛争解決センターへの申立が東京電力の直接請求よりも有利な場合は、想定新築価格が、東京電力の基準に比して高く認定されるような場合と考えられます。

3 宅地の賠償について

中間指針第4次追補版において、「宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用」と「事故時に所有していた宅地の事故前価値」との差額を住宅確保損害と認める旨述べられています（中間指針第4次追補版 「第2」「2 住宅確保に係る損害」「②」参照）。

「事故時に所有していた宅地の事故前価値」については、「所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を」、「事故時に所有していた宅地の事故前価値」とするとされています。他方で、「宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用」については、取得した宅地面積が福島県都市支部の平均宅地面積以上である場合には福島県の都市部の平均宅地面積「を取得した宅地面積」とし、「取得した宅地価格が高額な場合には」「福島県都市部の平均宅地単価」を乗じた額を、取得した宅地価格として算定するものとして上限が設けられています。そして、「（備考）4」において、福島県の都市部の平均宅地面積を250㎡及び福島県都市部の平均宅地単価を38000円/㎡を目安とされています。

上記、中間指針を受けて、平成26年4月30日付プレスリリースにおいて賠償金の上限金額の計算式が次のとおり定められています。

従前の宅地面積（250㎡を上限とします）×38,000円/㎡－従前の宅地面積（400㎡を上限とします）×従前の宅地単価

なお、 $250\text{㎡} \times 38,000\text{円/㎡} = 950\text{万円}$ となります。

また、「帰還困難区域又は大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域」に居住していた被害者のうち移転が合理的な方は、土地の価値が回復することを考慮して、上記賠償可能金額に75%を掛けた額とされています。

なお、注意が必要な点としては、宅地の住居確保損害が賠償上限額として反映さ

れるのは、移住に係る賠償の方法の場合のみであり、帰還に係る賠償の方法の場合には、宅地を確保する必要がないため対象とされていません。

また、対象となるのは登記上の1筆のみになります。

紛争解決センターへの申立が東京電力の直接請求より有利な場合として、東京電力の直接請求の場合には福島県都市部の平均宅地単価を38000円/㎡と福島県の都市部の平均宅地面積を250㎡と固定されているものの、紛争解決センターの場合には固定されていない点で、有利になる可能性があると考えられます。

なお、判例時報2210号「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務9」においても差異が生じる可能性がある事案が紹介されていますので、ご参照ください。

参考

：中間指針第4次追補版

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1329116_011_1.pdf

4 その他について

住居確保損害の上限額の算定対象資産は、建物、宅地以外に、居住住所に所在する構築物・庭木及び同一地番内の建築物（特定の高額な設備等を含む）です。

建築物は、課税情報の用途が「併用」や居住用用途以外の場合でも、床面積が250㎡以内であれば、床面積の全てを居住部分とみなして算定されるとされています。

なお、平成25年3月29日付のプレスリリース別紙2によると特定の高額設備を有する場合にはその設備についても別途賠償することが公表されています。具体的には、特定の高額な設備として、「太陽光発電設備」（ただし、瓦一体型の太陽光発電設備は除くものとされています。）、「合併浄化槽」、「井戸」の3種類が賠償の対象となるとされています。詳しい算定方法は、「賠償金 ご請求書①（所有資産確認用）」の92頁をご参照ください。なお、個人事業主が所有し、構築物（勘定項目）に計上されている取得価格が100万円以上の構築物も対象とされています。

参考

：東京電力HP

・平成25年3月29日付の東電プレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1225941_5117.html

・平成25年3月29日付の東電プレスリリース別紙2

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0202.pdf

・平成25年3月29日付の東電プレスリリース参考資料

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0205.pdf

5 賠償の支払方法について

不動産申込書、買付証明書、不動産売買契約書、設計監理業務委託契約書など宅地・建物を再取得する場合に必要な書類、工事見積書、工事請負契約書、設計監理業務委託契約書など新築、建替え、修繕を行う場合に必要な書類等を提出すれば、賠償金の概算額を現実に支出する以前でも支払いを受けることが可能です（概算賠償）。

また、領収書を提出することで、概算額の不足分の調整や現に負担をした金額について支払いを求めることも可能です（確定賠償）。

4-6 賃借物件の場合の賠償について

本件事故時に不動産を所有せず、賃貸借物件に住んでいたのですが、この場合にも不動産に関する賠償の請求を行うことは、可能でしょうか。

A

(1) 平成25年12月26日には中間指針第4次追補で以下のとおり賠償の指針が示されました。

「 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

②新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分」

そのため、今後の解決センターにおいてもこの指針も参考にしながら判断されるものと思われます。

(2) 東京電力は、上記の中間指針第4次追補が出されたことを踏まえ、平成26年4月30日のプレスリリースで次の通り賠償することを明らかにしています。

ア 対 象:事故発生時点において避難指示区域内の借家に住んでいた者について、移住を余儀なくされた区域（帰還困難区域および大熊町・双葉町全域）に該当する場合および移住を余儀なくされた区域に該当しない場合でも、移住をすることが合理的な場合。

イ 賠償額:借家に住んでいた者に対する住居確保に係る費用の賠償として、「新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額」「新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）」が認められるものとされています。

具体的には、避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合、1人世帯の場合162万円を定額賠償（世帯人数が1人増えるごとに61万円を加算）が認められています。

他方で、避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合、従前と同じ地域の家賃相場になるため、原則家賃差額は無いものと考えられます。そのため、礼金等の一時金相当額として1人世帯の場合10万円を定額賠償（世帯人数が1人増えるごとに1万円を加算）が認められるのみです。もっとも、事故時点の借家の家賃が低廉で、新たな借家の家賃との差額が発生するような場合は、負担した家賃の差額が発生すると考えられますので、その差額についてを必要かつ合理的な範囲で賠償するものとされています。

参考：東京電力HP

・平成26年4月30日プレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235997_5851.html

4-7 地震による損壊を伴う家屋の扱い

地震で屋根が壊れました。すぐに修理を行えば住むことができましたが、原発事故が原因で修理を行うことができませんでした。そのため、部屋の中が雨漏りでカビだらけになり、部屋の中に動物が巣を作り部屋の中で排泄等を行ったため、家に帰れるようになって住むことが困難になりました。損害賠償請求はできるのでしょうか。

A 平成25年3月29日付の東電プレスリリース別紙3によると、地震・津波被害がある場合には、建物の損壊の程度に応じて賠償することが定められています。建物が「倒壊」している場合には賠償の支払いは0%、「全損」（地震で構造的に大きく損壊し住み続けることが困難な状態、または、津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合等）している場合には賠償の支払いは50%、「半損」（地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態）している場合には賠償の支払いは80%、「一部損」（地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修で原状回復が可能な状態、または、津波で床上浸水した場合等）している場合には賠償の支払いは97%になることが発表されています。

紛争解決センターにおける東京電力の主張は、上記基準を前提に建物価値の減少を主張してくる場合が多いようです。例えば、申立人側が建物に損壊はないも

のの屋根の一部が壊れ、本件事故により修繕ができない結果、拡大損害が生じたと主張した場合には、東京電力は3パーセントの減額を主張することが多いようです。

もともと、紛争解決センターにおいては、家屋の破損が軽微な場合には、東京電力による3パーセントの減額の主張は認めず、震災による建物の価値減少率を0として判断されていることも少なくないようです。

なお、中間指針第二次追補の第2の4「財物価値の喪失又は減少等」備考5)においては、「本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判別しない場合もあることから、合理的な範囲で「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる」とされています。

参考：東京電力HP

・平成25年3月29日の東電のプレスリリース別紙3

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0203.pdf

4-8 住宅の修復費用等（東電に対する直接請求）

住宅の修復費用について教えてください。

A

(1) 避難指示区域について

住居確保損害の内容として賠償する旨明記されています。

すなわち、住居確保損害は、移住又は帰還により、実際に発生した宅地や建物の再取得又は立替・修繕費用等のうち財物賠償では不足する金額について、上限額を設定し、その範囲内で追加賠償を認めるものです。

そのため、従前の財物賠償の中に、修復費用が含まれるという考え方が自然であり、仮に従前の財物賠償では不足しない場合には、直接請求で別途請求することは困難である可能性が高いと考えられます。

もともと、住居確保損害のうち、帰還を選択した場合には、解体費用は、住宅確保損害の上限額とは別途で、実費での賠償が可能とされていますので、従前の財物賠償で不足しない場合においても賠償請求は可能であると考えられます。

なお、建物損害の賠償の一部前払いとして、住宅の修復費用がすでに賠償をされている方については、財物産賠償の際に、賠償金額が控除される扱いが通常となります（賠償金の計算式は、床面積（平方メートル数）×単価（1平方メートルあたり1万4000円により算定。平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））及び平成24年7月2

4日付の東電プレスリリース（避難指示区域内）参照）。

（2）旧緊急時避難準備区域について

平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））及び平成24年7月24日付の東電プレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）によると、住宅等の補修・清掃に要する費用として30万円の定額の賠償を行うこととされています。30万円の金額については、福島県の平均的な住宅の簡易な補修および室内クリーニング費用を参考に設定されたものとされています。

もっとも、30万円の定額賠償を超える場合には、30万円を超える実費について、避難等に伴う管理不能により発生した住宅等の損傷にかかる補修・清掃費用として必要かつ合理的な範囲の賠償にも応じるものとされています。その際には、住民票の写しの原本、補修・清掃費用に要した領収書の原本、施行内容を示す書類（見積書、工事請負契約書、工事完了確認書）、施行前後の写真等が添付資料として必要と考えられます。

なお、この定額賠償は、旧緊急時避難準備区域のものであり、避難指示区域の場合のものではありません。

また、建物の不動産登記をしていない場合でも、請求者が当該建物の固定資産税の納税義務者になっていること、及び、建物の所在が確認できる場合には、請求に応じるようです。具体的な資料としては、固定資産税納税通知書及び同封された固定資産税課税明細書（コピー 平成22年もしくは平成24年）、固定資産評価証明（原本 平成22年～平成24年のいずれか）、または、固定資産課税台帳の写し（原本 平成22年～平成24年のいずれか）が必要と考えられます。

また、建物を相続したが、相続登記をしていない場合でも、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本、及び、ご請求者（相続人本人）の戸籍謄本がある場合には、請求に応じるようです。

参考

：経済産業省HP

- ・平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001-3.pdf>

：東京電力HP

- ・平成24年7月24日付の東電プレスリリース（避難指示区域内）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html

- ・平成24年7月31日付の本賠償のご請求に関してよくいただくご質問（建物の修理費用等）

<http://www.tepco.co.jp/comp/faq/index6-j.html>

・平成24年7月24日付の東電のプレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811_1834.html

4-9 事故前に家屋のリフォーム等を行った場合のリフォーム代金額の請求

本件事故が発生する前に、住宅のリフォームを行いました。現在、発表されている東電の基準等は、リフォームに関しては何も考慮されていないようですが、紛争解決センターに申立を行った場合には考慮されるのでしょうか。

A

(1) 紛争解決センター

建物の損害に加えて、本件事故3ヶ月前に建物の大規模リフォームを行った場合に、リフォーム代金全額についても加算して不動産損害として和解が成立しています（原発被災者弁護団・和解事例集Ⅰ 事例（86）参照）。

ただし、和解案が出された事案は、事故直近時でのリフォームの事案であり、リタて又は、支出したリフォーム代金から一定の金額を減額した和解案になる可能性が高いですので、相談の際には、リフォームの時期についても注意が必要です。

また、和解事例932においては、土地上に設置されていた土留めのためのコンクリート擁壁の工事費用（一部）について別途100万円の賠償が認められています（被申立人は、コンクリート擁壁の工事費用は、土地の評価額に含まれると主張していた。）。

(2) 東電の基準

まず、修繕・メンテナンス工事と増改築工事を区別します。修繕・メンテナンス工事については、建物本体の時価相当額の算定に含まれていると考え、別途賠償は行わず、増改築工事についてのみ別途賠償を行うものとしています。

修繕・メンテナンスの具体例は、「賠償金 ご請求書①（所有資産確認用①）」の93頁をご参照ください。

また、増改築工事部分の時価相当額の算定方法は、①増改築部分に対する固定資産課税明細が単独である場合、②増改築部分に対する固定資産課税明細が建物本体と合算されている場合、③増改築部分が未登記・未課税である場合が存在します。

①の場合は本体建物の賠償と同様に算定し、②の場合は本体建物の賠償の算定に含まれます。

③の場合のうち、増築工事の場合には、増築部分の時価相当額を次のとおり算定します。増築部分の時価相当額＝増築部分の工事金額×建築物価調整係数×増築時からの経年による価値の減少により算定されます。

また、③のうち、改築工事の場合には、改築部分の時価相当額を次のとおり算定します。改築部分の時価相当額＝（改築部分の工事金額－取替部分の改築時残価値相当額）×建築物価調整係数×改築時からの経年による価値の減少により算定されます。そして、「取替部分の時価相当額」は原則として改築工事部分の工事金額の20%とされています（「賠償金 ご請求書①（所有資産確認用①）」95、96頁参照）。

なお、建築物価調整係数及び増築時からの経年による価値減少については平成25年3月29日の東電のプレスリリース参考資料「建築物価調整係数」及び「取得時からの経年による価値減少」をご参照ください。

参考：原発被災者弁護団（東京）HP

・原発被災者弁護団・和解事例集 I

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/03/947316504880e6912945d96b7bb739d.pdf>

：東京電力HP

・平成25年3月29日の東電のプレスリリース参考資料

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0205.pdf

：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例932

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/11/20/1331335_932.pdf

4－10 不動産の除染費用

今後、自宅に帰宅する場合に備えて、除染の準備を行いたいと考えています。

紛争解決センターであれば、見積さえ提出すれば、除染費用をあらかじめ請求することはできるでしょうか。

A 紛争解決センターにおいて、除染費用が認められたとの報告もありますが、現段階では、除染費用の請求を行ったとしても、低額な金額の場合を除いては、判断を留保する等取扱には消極的な対応が多いようです。東電側の対応は、自治体の除染を待つべき、除染は環境省のガイドラインに従うべき等の反論を行うことが多いようです。

比較的高額な除染費用の解決事例としては、自宅（南相馬市の旧緊急時避難準備区域）の周囲の生け垣（ヒノキ）の線量が高かったため、生け垣に生えた植物を切断し、代わりにブロック塀を建てることにしたケースで、その費用を見積った上で、その見積金額を請求したところ、除染費用の損害として約207万円を認め、和解が成立しています（原発被災者弁護団・和解事例集 I（95）参照）。

福島市所在の高層マンションの管理組合により請求された除染工事費用として、平成23年3月11日から平成24年8月9日の期間について、合計18,241,110円の賠償が認められています（和解事例480）。

また、避難指示区域でない場合には、除染費用を認める和解が複数成立しているようです。郡山市市街地の自宅周りの除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）として94万5000円の賠償を認める和解が成立しています（和解事例243）。その他にも郡山市、福島市、南相馬市、茨城県牛久市等においては除染費用が認められた和解が複数公表されています（和解事例115・155・175・179・207・220・255等）が、いずれも、除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する条項が和解契約書に記載されています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例243

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/04/10/1329343_143.pdf

・和解事例480

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/11/1331335_480.pdf

：原発被災者弁護団（東京）HP

・原発被災者弁護団・和解事例集I

<http://ghb-law.net/wp-content/uploads/2013/03/947316504880e6912945d96b7bb739d.pdf>

5 就労不能等による損害

5-1 避難先での就労と就労損害の関係について

勤務先が警戒区域にあり、事故後職を失いました。避難後は新しい就職先で働いています。しかし、周囲の人からは、働かなくても東電に請求できるのだから、働くのは損と言われるので、働く労働意欲が失われてしまいます。働いている人には、働いたことについて何らかの配慮はないのでしょうか。

A (1) 総括基準

中間指針第二次追補の第2の3「就労不能等に伴う損害」の(指針)Ⅱ)において、「就労不能に伴う損害を被った勤労者による転職者や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である」としており、働いている人が不利益を受けないように配慮が求められています。

そして、平成24年4月19日の総括基準(基準8)では、避難先での就労の特殊性を考慮して、「本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする」としています。そして、多額である場合とは、避難先における就労によって得た給与等の額が1人月額30万円を目安とし、原則として、30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する旨が定められています。

また、平成24年6月26日付の中間収入の非控除に関する決定において、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えないと紛争解決センターでは決定されています。

(2) 東電への直接請求の取扱い

平成24年6月21日の東電のプレスリリースによると、①本件事故発生時点において、勤務先又は生活の本拠としての住居が、避難等対象区域内にあった方であり、②本件事故以降新たに就労された勤務先から平成24年3月1日以降において収入を得られた方を対象として、月額50万円までについては事故がなければ得られたであろう収入から控除しない旨述べています。

また、平成25年6月10日の東電のプレスリリースにおいて、平成24年3月1日以降のみならず、平成23年3月から平成24年2月の期間についても、上記と同様の取り扱いをすることを発表しています。

なお、平成24年7月20付の経済産業省の基準(避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について(別紙))及び平成24年7月24日付の東電プレスリリース(避難指示区域内)によると、避難指示区域においては、平成24年6月1日

から平成26年2月28日までの損害分を一括して支払うものとしています。

他方で、平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））及び平成24年7月24日付の東電プレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）によると、旧緊急時避難準備区域においては、就労不能損害について平成24年6月1日から同年12月分までの一括払い（勤務先が避難指示区域の場合には、平成26年2月28日まで）によることされています。

その後東電は、平成26年2月24日付プレスリリースにおいて、事故発生時点に避難指示区域内に生活の本拠または勤務先があった方を対象とする平成26年3月以降の就労不能損害につき、平成27年2月28日までを上限として賠償する旨を明らかにしました。但し、支払対象損害額は、事故発生前の収入との発生後の収入の差額であり、その際、本件事故以降新たに就労された勤務先からの収入は、月額50万円以下であっても事故発生後の収入に含めて控除する、即ち上述の特別の努力の取扱はないとして、運用していることに注意が必要です。事故後3年経過し、「被害者が営業・就労を行なうことが通常より困難である」（中間指針第二次追補第2の2項3））との特殊性が解消されつつあるとの東電の判断によるもののようです。

なお、平成27年2月28日以降については、個別のやむを得ない事情に応じて扱うとのことですが、具体的事情については例示もなく明らかではありません。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成24年4月19日の総括基準（基準8）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afildfile/2012/04/20/1316595_11_1.pdf

- ・平成24年6月26日付の中間収入の非控除について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afildfile/2012/06/27/1316595_12_1.pdf

：経済産業省HP

- ・平成24年7月20付の経済産業省の基準（避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙））

<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001-3.pdf>

：東京電力HP

- ・平成24年6月21日の東電のプレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205736_1834.html

- ・平成24年7月24日付の東電プレスリリース（避難指示区域内）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html

- ・平成24年7月24日付の東電プレスリリース（旧緊急時避難準備区域等）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811_1834.html

- ・平成25年6月10日付の東電プレスリリース（就労不能損害における算定方法「特別の努力」の適用）の見直しについて

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1228206_5117.html

- ・平成26年2月24日付の東電プレスリリース（平成26年3月以降の就労不能損害に係わる賠償および避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係わるお取り扱いについて）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1234445_5851.html

5-2 収入額の認定方法

本件事故が発生する数ヶ月前から仕事を始めたばかりなので昨年度の同時期の収入を証明する資料はありません。また、事故がなければ、収入は増加していたはずであり、事故直前の収入を参考にして損害額が算定されることには納得がいきません。このような場合に、紛争解決センターを利用すれば、どのように損害が判断されるのでしょうか。

A 平成24年4月19日の総括基準（基準7）において、収入額の認定については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとされ、総括基準が示す算定方法に関する基準の中から選択する裁量が仲介委員に認められ、その判断は合理的なものと推定されるとされています。

総括基準に示される基準はつぎのとおりです。

- ・平成22年度（又は、平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は、平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から平成22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績がない場合には、直近の売上額、事業計上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他上記の例と遜色のない方法により算定された額

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年4月19日の総括基準（基準7）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuhomicro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/20/1316595_10_1.pdf

5-3 就労不能原因

就労不能損害の就労不能原因はどのような場合に認められるでしょうか。

A 以下のような就労不能原因が認められています。

(1) 会社の閉鎖、解雇

就労先が警戒区域等避難指示区域であり、本件事故を原因として閉鎖又は解雇された場合には、就労不能損害が認められています。自主的避難対象地域で勤務をしていた場合でも、本件事故により閉鎖または解雇された場合には、期間の制限はあるものの就労不能損害を認める和解事例があります。

(2) 通勤困難による退職

旧警戒区域内（双葉町）で居住及び就労していたが、本宮市内に家族と共に避難し、避難先からの通勤が困難となったことから勤務先を退職した申立人について就労不能損害が認められ和解が成立しています（和解事例507）。この事例では退職時期が本件事故約半年が経過した平成23年7月であったにもかかわらず、就労不能損害との因果関係が認められています。

(3) 避難に起因する精神的疾患罹患による退職

東電（平成26年2月24日付プレスリリース）によれば、生命・身体的損害による就労不能損害が発生している場合は、「生命・身体的損害による就労不能損害」にて支払うとのことですが、例えば避難生活によりうつ病になり、それが原因で通勤できなくなった等の場合でも、生命・身体的損害として扱わず、本件事故による就労不能損害として認められるのが通例です。

和解例では、旧警戒区域内の勤務先工場の閉鎖に伴い、他県のグループ会社に出向しましたが、適応することができず、精神的疾患に罹患した後、出向先を退職した場合に、本件事故と相当因果関係を有する損害として、退職による就労不能損害が賠償されました（和解例856）。

(4) 避難生活中の家族の看病・介護のための退職

旧警戒区域からの避難中に妻が体調を崩し、平成24年3月末に妻の看病のために、いわき市の勤務先（派遣社員）を自主退職した場合において、退職時63歳であったことも考慮し、将来分を含む自主退職後2年分の就労不能損害が認められた例があります（和解事例578）。

また、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の申立人について、帰還

困難区域から避難した老齢の母を受け入れ、同居することになりましたが、持病が悪化した母の介護を行なうため、平成24年8月に勤務先を退職せざるを得なくなったことなどの事情を考慮し、請求のあった平成25年9月までの就労不能損害として給与相当額の7割が賠償された例もあります（和解事例981）。

（5）被ばくの不安による退職

福島第一原子力発電所での勤務をしていたものの、被ばくの不安により退職した場合に、申立人が請求した就労不能損害のうち7割につき認める和解案が提示されています。事案の詳細については、原発被災者弁護団（東京）のHPの平成25年8月20日付「【ご報告】被ばくの不安により福島第一原子力発電所での勤務を退職した場合の就労不能損害」をご参照下さい。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例507

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/11/22/1331335_507_1.pdf

・和解事例578

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/11/22/1331335_578.pdf

・和解事例856

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/19/1331335_856.pdf

・和解事例981

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/16/1331335_981.pdf

：原発被災者弁護団（東京）HP

・【ご報告】被ばくの不安により福島第一原子力発電所での勤務を退職した場合の就労不能損害

<http://ghb-law.net/?p=802>

5－4 避難指示解除後の帰還にともなう就労不能損害

避難指示解除後に避難元に帰還しても、もとの就職先には戻られないと思うのですが、帰還後は就労不能損害はもらえないのですか？

A 東電の平成26年2月24日付プレスリリースによりますと、避難指示解除後相

当期間内に帰還した方のうち、帰還にともなう就労環境の変化によって就労が困難となり、減収または失業状態となった給与取得者等は、減収額等を請求することができます。但し、避難指示解除後の相当期間内に損害が発生する必要がある、損害発生月から12ヵ月間が上限となります。

また、中間指針第4次追補にて示された「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係わる損害の支払対象者を除くとされていることに注意が必要です。

参考：東京電力HP

- ・平成26年2月24日の東電のプレスリリース（平成26年3月以降の就労不能損害に係わる賠償および避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係わる賠償のお取り扱いについて）

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1234445_5851.html

第2 自主的な避難による個別の損害

1 自主的避難等対象区域

中間指針第1次追補が、自主的避難等対象区域として認めた地域は、どの地域ですか。

A 下記の福島県内の23市町村です。

(県北地域)

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(県中地域)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(相双地域)

相馬市、新地町

(いわき地域)

いわき市のうち、避難指示等対象区域を除く区域。

参考：東京電力HP

- ・平成24年2月28日付の東電のプレスリリース（自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について）の「別紙1」

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120228e.pdf

2 自主的避難等対象者の範囲

中間指針第1次追補が認めた自主的避難対象者の範囲を教えてください。

A 原発事故当時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者は、事故後に自主的避難をした場合のみならず、当該住居に滞在を続けた場合も対象になります。

本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者で、自主的避難等対象地域に避難してきた場合も対象となります。また、緊急時避難準備区域の指定以降に避難をせずに滞在した場合、緊急時避難準備区域の指定解除後に帰還した場合も、対象となります。

3 自主的避難等対象者の損害の範囲と金額

どういう損害について、いくら認められますか。

A (1) 中間指針第1次追補は、以下の範囲を損害として認めています。

＜自主避難等による損害＞

- ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・正常な日常生活が阻害された精神的苦痛
- ・避難及び帰宅に要した移動費用

＜放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合の損害＞

- ・放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(2) 損害額は、以下のとおりです。

①子供と妊婦

本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円を目安とする。

②その他の自主的避難等対象者

本件事故発生当初の時期の損害として1人8万円を目安とする。

(3) なお、18歳未満の子供と妊婦が実際に避難をした場合、東電は一人当たり20万円を追加して支払うこととしています。

4 避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域へ避難をした場合の精神的損害

避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域に避難してきた場合の慰謝料額として、いくらを請求できますか。

A 中間指針第1次追補は、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者で、自主的避難等対象地域に避難してきた場合、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、さらに中間指針で賠償対象とされていない期間については、3(2)①及び②を目安として勘案した金額とし、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人20万円を目安とするしました。

これにより、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者で、自主的避難等対象地域に避難してきた場合は、避難指示等に基づく避難期間に応じた精

精神的損害（月額1人10万円又は12万円）に加え、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人20万円を加算されることになりました。避難指示等に基づく避難による精神的損害と一部損害内容に重複があることから、1人40万円ではなく20万円とされました。

5 実費、生活費

5-1 自主的避難の実費の賠償

自主的避難者について、中間指針第1次追補が示す1人8万円又は1人40万円を超える実費の賠償は認められますか。

A（1）自主的避難に伴って発生した実費相当額と慰謝料相当額が40万円又は8万円を超えている場合には、超えた金額が賠償の対象となります。

（2）平成24年2月14日の総括基準（基準3）は、自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が40万円又は8万円を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するにあたり、以下の事情から、総合的に考慮するとしています。

- ① 自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか
- ② 自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期
- ③ 当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容
- ④ 当該実費等の損害の具体的内容、額、発生時期

（2）また総括基準は、賠償の対象となるべき実費等の損害として、以下を指摘しています。

- ① 避難費用及び帰宅費用（交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分）
- ② 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用
- ③ 営業損害、就労不能損害（自主的避難の実行による減収及び追加的費用）
- ④ 財物価値の喪失、減少（自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの）
- ⑤ その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害

（3）総括基準は、当該実費等の損害のほか、精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額も賠償するものとしています。慰謝料は上記金額（40万円又は8万円）に含まれているものと扱うとしています。

（4）加えて、総括基準は、賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、グループ単位での計算をすることを妨げないとしており、ADRにおいても実際にそのような運用となっています。

(5) 以上の実費等の損害の合計額が中間指針第1次追補記載の上記金額（40万円又は8万円）に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針第1次追補記載の上記金額（40万円又は8万円）を上回る場合には、前記（1）から（4）までの基準を準用するとして、当該金額を損害と認めるとしています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年2月14日の総括基準（基準3）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuhoh/micro_detail/icsFiles/fieldfile/2012/02/16/1316595_4_1.pdf

6 自主的避難者の紛争解決センターにおける取扱い

自主的避難者の慰謝料額や避難費用等は、紛争解決センターでは、どの程度が認められていますか。

A

(1) 賠償期間

紛争解決センターにおいては、自主的避難地域の中でも空間線量が比較的高い県北地域、郡山市、須賀川市に事故時住所があった妊婦子供を含む避難グループの場合、少なくとも平成25年末までの期間で後記（2）の基準により賠償を認める運用のようです。それ以外の自主的避難地域については、平成23年末までの損害については原則として認めるものの、それ以降については自主的避難の実行・継続がやむを得ない事情（避難開始時点及び避難継続中の自宅・近所の放射線量その他の事情により判断する。）の証明があった場合に限り、認める運用のようです。事案によって、平成26年に入ってから賠償についても認める和解事例も存在するようですが、一定の時点で避難の合理性が否定されることも少なくないようです。

なお、妊婦子供を含まないグループについては、原則として平成23年9月までに発生した費用に限られています。

(2) 生活費増加分等の金額

家族全員での避難の場合、家財道具購入費として定額15万円が認められる運用です。家族の一部が避難し二重生活（世帯分離）状況となった場合、定額30万円が認められるほか、避難継続中の毎月の生活費増加分として、おおむね月額3万円が認められる運用です（少ない方の世帯人数が1人の場合）。

このほか避難雑費として、平成24年以降につき、定額として子供・妊婦1人

あたり月額2万円が認められています。

避難交通費や面会交通費については、東京電力への直接請求で避難交通費として認められている金額の8割を基準として認められています。世帯分離の場合において、別離家族の面会交通費は、月2往復分までが目安とされています。

なお、定額を上回る実額の立証があった場合は、実額の賠償が認められます。

賠償期間については、上記のとおり、自主的避難地域の中でもエリアによって紛争解決センターの取り扱いが異なるようですが、いわき市から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったことなどの個別事情を考慮し、平成25年3月までの避難費用等が賠償された事例（和解事例947）も存在します。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例947

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/11/20/1331335_947.pdf

（3）就労不能損害

子供・妊婦を含むグループの自主的避難の実行に伴う避難実行者の就労不能損害については、避難実行前の給与の6か月分を上限とする運用のようです。

なお、就労不能が避難実行に伴うというよりも、原発事故による風評被害等による勤務先の経営悪化に伴う解雇と評価できるような場合については、この限りではありません。

例えば、自主的避難対象区域に勤務地があったものの、勤務地の閉鎖又は解雇により就労不能になった場合に、平成24年5月末日までを就労不能期間とする東電の主張を斥け、同年6月以降も就労不能損害を認める和解が複数成立しています。

田村市に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、平成24年6月1日から平成25年1月末日までの期間の給与相当額の損害が認められ和解が成立した事例（和解事例504）や、いわき市内に居住し、同市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由として解雇された申立人について、平成24年6月1日から平成25年3月末日までの期間の給与相当額の就労不能損害が認められ和解が成立した事例（和解事例506）が公表されています。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成24年2月17日付和解案提示理由書

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afildfile/2012/07/13/1320292_5.pdf

- ・和解事例504

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/icsFiles/afildfile/2013/11/22/1331335_504.pdf

- ・和解事例506

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/icsFiles/afildfile/2013/11/22/1331335_506.pdf

(4) 精神的損害

総括基準2（精神的損害の増額事由等について）記載の事由があった場合やその他上乗せすることもやむを得ない特別の事情がある場合について、東電の定額賠償金に含まれる精神的損害の金額から上乗せが検討される余地があるとされています。

父母、幼児、新生児の自主的避難者グループについて、母親が帝王切開により出産した直後に新生児と共に避難せざるを得なかったこと、幼児が両足の障害のために自力で歩くことができない状態であったこと、父親がこれらの家族を連れて避難したことを考慮し、定額賠償金とは別に、精神的損害として全員に各10万円が賠償された事例（和解事例690）、福島市から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したことなどを考慮し、精神的損害をそれぞれ6万円増額した事例（和解事例827）、福島市の申立人ら（父母と未就学児を含む3名の子）のうち、3名の子を連れて同区域から避難した母と、3名の子のうち重度の身体障害及び知的障害を有している子1名について、母が避難先で3名の子を一人で養育せざるを得なかったこと、障害を有する子が避難中の環境変化によるストレスで問題行動を起こしたことなどの事情を考慮し、平成23年分の慰謝料につき、それぞれ14万円の増額が認められた事例（和解事例937）、三春町から避難した身体障害1級の子（成人）及びその介護をしていた両親について、定額賠償金よりそれぞれ16万円増額された精神的損害が賠償された事例（和解事例957）などがあります。

また、いわき市から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子2名の世帯）について、持病をもつ妻と子1名のために良好な環境を求めていわき市に移転したという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていることなどの原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として40万円増額された事例（和解事例977）のように、慰謝料の増額が認められたとしても金額が低かったり、あるいはそもそも増額が認められなかったり、区域内避難者の場合と比べると厳しい判断がな

される傾向が強いようです。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・和解事例690

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/01/17/1331335_690.pdf

・和解事例827

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/06/26/1331335_827.pdf

・和解事例937

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/11/20/1331335_937.pdf

・和解事例957

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/12/10/1331335_957.pdf

・和解事例977

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afeldfile/2015/01/16/1331335_977.pdf

(5) その他

子供の学校の転校に伴って生じた学用品や制服等の購入費、除染費用等については、領収書等により実額賠償されます。

(6) 定額賠償からの控除

東電から受領した平成23年分の定額賠償金は、大人一人4万円、子供一人20万円を慰謝料相当部分として扱い、それ以外の部分に相当する金額が平成23年分の賠償額から控除されます。

7 区域外から自主的避難について

避難指示等対象区域にも自主的避難等対象区域にも住んでいませんでしたが、自主的避難をしました。損害賠償請求ができますか。

A 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合について、平成24年2月14日の総括基準は、以下を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときは、前記3の基準を準用して判断するとしています。

- ① 当該住居の所在場所の発電所からの距離
- ② 避難指示等対象区域との近接性
- ③ 放射線量に関する情報
- ④ 当該住居の属する市町村の自主的避難の状況

紛争解決センターにおいては、父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あることなどを考慮し、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例（和解事例983）等があります。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・平成24年2月14日の総括基準（基準3）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/02/16/1316595_4_1.pdf

- ・和解事例983

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/16/1331335_983.pdf

8 東電の基準

東電は、自主的避難者に対し、いくらを支払っていますか。

A

- (1) 中間指針第1次追補における地域の自主避難者等

東電は、妊婦と18歳以下であった子どもには平成23年12月末までの損害分として40万円の定額賠償とし、それ以外の方については1人あたり8万円を支払うとしています。さらに、妊婦と18歳以下の子どものうち、実際に避難を行った場合については、1人あたり20万円を追加支出しています。なお、平成23年3月11日以降平成23年12月31日までに生まれた子供及び平成23年12月31日までに妊娠をした場合にも妊婦に含まれ40万円を支払っています。

平成24年12月5日付の東電のプレスリリースによると、追加的費用等分として、避難の有無にかかわらず、大人1人あたり4万円、さらに、平成24年12月5日付の東電のプレスリリースによると、平成24年1月1日から平成24年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある方（誕生日が平成25年1月2日から平成24年8月31日の方）、及び、平成24年1月1日か

ら平成24年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方については妊婦と子供については、1人あたり8万円の定額の賠償が支払われています。

(2) 中間指針第1次追補における地域以外の自主避難者等

平成24年6月11日付及び8月13日付の東電プレスリリースによると、福島県の県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった子供及び妊婦を対象として、避難を行ったか否かを区別せず、平成23年12月末までの慰謝料及び生活費の増加分等として1人あたり20万円、平成24年分として1人あたり4万円の賠償金が支払われています。

中間指針第1次追補が、自主的避難等対象区域として認めた地域以外に、10市町村について新たに追加がされています。

さらに、上記10市町村に生活の本拠があった方を対象として平成24年12月5日付の東電のプレスリリースによると、福島県の県南地域、及び、宮城県丸森町での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）、及び、前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等として、1人あたり4万円を支払う旨発表されています。

参考：東京電力HP

・平成24年6月11日付の東電のプレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205293_1834.html

・平成24年8月13日付の東電のプレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1211794_1834.html

・平成24年12月5日付の東電のプレスリリース

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1223477_1834.html

第3 その他（弁護士費用、仮払金の控除、先行和解等）

1 弁護士費用

紛争解決センターでは、弁護士費用はどの程度認められていますか。

A 平成24年3月14日の総括基準（基準6）に基づき、和解によって支払いを受ける額の3%を目安とし、和解金が1億円以上の高額な場合は、和解によって支払いを受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める金額とされています。複雑困難な事案や弁護士の手間と比べ和解金が著しく少額である場合には、弁護士費用相当額の損害を増額できるとしています。

実際の和解でも、3%の弁護士費用が認められています（平成23年12月27日付和解案提示理由書 第7「1 弁護士費用」参照）。また、和解金が1億円を超える場合は、1億円以下の部分につき3%、1億円を超える部分につき1.5%の弁護士費用が認められた事例もあります。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成23年12月27日付和解案提示理由書

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afeldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

・平成24年3月14日の総括基準（基準6）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afeldfile/2012/03/14/1316595_8_1.pdf

・原発被災者弁護団・和解事例集Ⅲ

http://ghb-law.net/?page_id=1042

2 仮払金の控除

東電からもらった仮払金は、紛争解決センターの和解において控除されていますか。

A 事案により、控除しないもの、一部（20万円程度）を控除したもの等、いろいろです。今後も損害の発生が明らかな事例においては現段階では控除をしない扱い又は控除額が低くなる傾向があるようです（平成24年2月24日付和解案提示理由補充書 第2 仮払金の控除について 参照）。

しかし、控除しないまま和解を成立させた事案でも、和解契約書では、次回以降の和解において控除の対象とするとされています（平成24年2月27日付和

解契約書 5 清算条項（3）参照）。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年2月24日付和解案提示理由書

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afildfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

・平成24年2月27日付和解契約書

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afildfile/2012/06/07/1321892_1.pdf

3 仮払い和解、先行和解

生活が苦しくなっているのですが、紛争解決センターを利用した場合には、終了するまでは支払いを受けることができないのでしょうか。直接請求を行ってはいけないのでしょうか。

A 紛争解決センターの申立の場合にも、被害者の生活が困窮していることを条件とし将来の清算を予定した仮払和解や、争いがない部分についてのみ先行して行う一部和解が行われている報告例がありました。そして、平成24年12月21日付総括基準（基準14）において、東京電力から答弁書が提出された段階で、各損害項目につき、当事者間に争いがないと認められる金額については、速やかに、一部和解案の提示を行うものとされました。もっとも平成26年以降は、仮払い和解の件数は減少しているようです。

また、就労不能等に基づく損害賠償請求のように比較的高額な賠償になり、東電自体が比較的柔軟に対応している部分についてのみ直接請求する方法も考えられますが、ある程度高額な請求でない場合には、仮払金の清算によりゼロ回答となる可能性があります。また、合意を行った項目については再度請求ができない可能性も存在します（慰謝料の増額請求等）ので注意が必要です。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年12月21日付総括基準（基準14）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/icsFiles/afildfile/2012/12/27/1329129_023.pdf

4 紛争解決センターの手続き状況について教えてください。

A 平成27年3月13日現在の公表によると、申立件数は15,298件、既済件数は12,528件とされ、そのうち、10,397件は全部和解成立、1,075件は取下、1,055件は打ち切り、1件は却下とされています。また、現在進行中の申立案件は2,770件であり、うち現在提示中の全部和解案は284件とされています。

なお、申立件数等、和解仲介手続の実施状況については、原子力損害賠償紛争解決センターのHPにおいて定期的に更新されています。また、平成23年9月の申立て受付開始から各年の活動状況が報告書として開示されていますので、申立件数の変化や申立ての傾向等を概観することができます。

参考：文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センターHP

- ・和解仲介手続の実施状況

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

- ・活動状況報告書

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1347876.htm

5 和解後の残部請求

紛争解決センターにて、申し立てた損害のうち、一部の損害について和解を成立させた場合、残りの損害を請求するには、もう一度センターに申し立てをしなければなりません。

A 和解成立によって事件は終了するため、残りの損害や追加の損害は、もう一度センターに申し立てをする必要がありますが、以前の事件番号を申立書に関連事件として記載すると、同じパネルが担当する扱いになっているようです。

ただし、和解条項に清算条項が挿入されている場合には、再度センターに請求を行っても、残りの損害を請求できない可能性があります。本人申立を行った場合にも清算条項が挿入されたとの報告がありますので、和解を締結する場合には清算条項が付されていないか注意が必要です。

6 紛争解決センターに申し立てた損害の請求期間を拡張する申立をすることができますか。

A 損害のうち請求期間の拡張については、和解時点までの期間の拡張については原則として認められています。

ただし、損害項目の追加については、審理状況等によっては否定される場合もある。

るようです。

7 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金の取扱いについて

紛争解決センターにおいて、東電が迅速に対応せずに、引き延ばしばかり行われ、申立を行っても紛争が解決しないのではないかと不安です。東電が引き延ばしを行わないように、紛争解決センターにおいては何らかの対応策をとっているのでしょうか。

A 平成24年7月5日付総括基準（基準9）によると、「東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には」平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして扱い、和解案に年5%の利率で遅延損害金を付することができるとされています。「東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には」とは基準9には次のような場合が例として上げられています。ただし、不当に遅延させる態度とまで評価される場合は少なく、容易に遅延損害金の支払い認められない傾向にあるため注意が必要です。

また、東京電力の対応に問題がある事例について紛争解決センターのHPで公表も行われています。

- ・ 仲介委員・調査官からの求釈明に応じない
- ・ 回答期限を守らない行為
- ・ 賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取るに足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合
- ・ 確立した和解先例を無視した主張をする場合

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・ 平成24年7月5日の総括基準（基準9）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2012/07/06/1316595_14.pdf

- ・ 東京電力株式会社の対応に問題のある事例の公表について

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329350.htm

8 紛争解決センターに要する時間

紛争解決センターの手続きが終了するにはどれぐらいの期間が必要なのでしょうか。

A センターでは、当初、申立から約3ヶ月での終結を標準的な処理の目安とされていきました。

しかし、現在、紛争解決センターでの処理が追いつかず、標準的な案件で申立から和解案提示まで5～6ヶ月程度はかかるものと予測する旨発表されています（和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針 参照）。

平成24年までに申立があった事件の平均審理期間は平均8ヵ月（和解提案まで約7ヵ月）であったことも公表されています。今後は、審理期間を約4～5ヵ月にすることが目標として掲げられています。（原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 平成24年における状況について「I 報告書要旨」第1「3 取扱いの状況」参照）。

なお、現在、書面による判断が容易な多くのケースにつきましては、口頭審理期日を設けることなく書面審理のみで和解案が示される傾向です。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

- ・和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2012/04/20/1316636_2_1.pdf

- ・原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 平成24年における状況について

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/pdf/adr_003.pdf

9 紛争解決センターにおける直接請求による回答の取扱い

直接請求を行い、東電から回答がありました。しかし、その内容に納得がいかず、紛争解決センターで申立を行おうか検討中ですが、紛争解決センターの和解案が東電から回答があった金額を下回ることはないでしょうか。

A 平成24年7月5日付総括基準（基準10）によると、直接請求に対して東京電力の回答があった損害項目に関しては、「東京電力の回答金額同額の和解提案を行い、東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする」とされているため、紛争解決センターの和解案が東電から回答があった金額を下回ることはないと考えられます。

参考：文部科学省HP 原子力損害賠償紛争解決センター

・平成24年7月5日の総括基準（基準10）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2012/07/06/1316595_15.pdf

10 原子力損害賠償債権の消滅時効について

本件事故によって生じた損害賠償請求に関して、請求が不可能になる場合はあるのでしょうか。

A 不法行為に基づく損害賠償請求権についての消滅時効は、被害者が「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは」時効により消滅すると規定されています（民法724条）。

原子力損害による賠償請求の根拠とされる「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、消滅時効に関する規定がないことから、一般法である上記民法の規定が適用されると解され、本件事故から3年間の経過による時効消滅が懸念されていました。

平成25年5月に、紛争解決センターへの和解仲介申立に時効進行を一時停止する効果を付与する特例法が成立しましたが、和解仲介申立をする被害者および請求内容は限られており、救済方法として甚だ不十分との批判がなされていました。

かかる批判を受け、同年12月、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」が成立しました。この法律は、原子力損害に係る賠償請求権に関する民法724条の適用については、前段の「三年間」の時効期間を「十年間」とし、後段の「不法行為の時から二十年」とされている除斥期間を「損害が生じた時から二十年」とするものです。

しかし、そもそも、本特例法は、原子力事業者（東電）が賠償の責めを負う特別原子力損害に適用され、国の責任を追及する国家賠償請求には直接適用されないことに留意する必要があります。

11 賠償金にかかる税金について

東京電力から賠償金を受領したのですが、これについて税金を支払わなければならないのでしょうか。

A 所得税法上、賠償金の内容となる損害項目によって、非課税のものと課税対象の

ものがありますので、確定申告上注意が必要です。

① 非課税となるもの

避難生活等による精神的損害，生命・身体的損害，避難・帰宅費用，一時立入費用，財物損害（事業用の棚卸資産を除く），住居確保に係わる損害等

② 事業所得等の収入金額として課税されるもの

営業損害（減収分），就労不能損害（給与の減収分），棚卸資産に対する賠償等

なお，詳細は，国税庁のHP「東京電力（株）から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について」を参照ください。

参考：国税庁のHP

- ・東京電力（株）から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/shotoku/>

以上